

短期社債等の振替に関する法律施行規則（平成十四年内閣府・法務省令第一号）

改正案	現行
<p>一般振替機関の監督に関する命令</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 一般振替機関（第二条・第三十七条）</p> <p>第三章 雑則（第三十八条・第三十九条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 社債等 社債等の振替に関する法律（以下「法」という。）（第二条第一項に規定する社債等のうち同項第二号に掲げるもの以外のものをいう。）</p> <p>（削る）</p> <p>二 振替機関 法第二条第一項に規定する振替機関をいう。</p> <p>三 一般振替機関 振替機関のうちその業務規程において国債を取</p>	<p>短期社債等の振替に関する法律施行規則</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 振替機関（第二条・第三十条）</p> <p>第三章 雑則（第三十一条・第三十二条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 短期社債 短期社債等の振替に関する法律（以下「法」という。）（第二条第一項に規定する短期社債をいう。）</p> <p>二 短期社債等 法第二条第一項に規定する短期社債等をいう。</p> <p>三 振替機関 法第二条第三項に規定する振替機関をいう。</p> <p>（新設）</p>

り扱わないこととしているものをいう。

- 四 加入者 法第二条第三項に規定する加入者をいう。
- 五 口座管理機関 法第二条第四項に規定する口座管理機関をいう。
- 六 振替業 法第三条第一項に規定する振替業をいう。
- 七 業務規程 法第三条第一項第四号に規定する業務規程をいう。
- 八 機関口座 法第十二条第二項に規定する機関口座をいう。
- 九 特定合併 法第二十五条第一項に規定する特定合併をいう。
- 十 特定合併後の振替機関 法第二十五条第二項に規定する特定合併後の振替機関をいう。
- 十一 新設分割 法第二十七条第一項に規定する新設分割をいう。
- 十二 設立会社 法第二十七条第二項に規定する設立会社をいう。
- 十三 吸収分割 法第二十九条第一項に規定する吸収分割をいう。
- 十四 承継会社 法第二十九条第二項に規定する承継会社をいう。
- 十五 営業譲渡 法第三十一条第一項に規定する営業譲渡をいう。
- 十六 譲受会社 法第三十一条第二項に規定する譲受会社をいう。
- 十七 加入者集会 法第三十三条に規定する加入者集会をいう。
- 十八 短期社債 法第六十六条第一号に規定する短期社債をいう。
- 十九 振替社債等 法第一百二十九条第一項に規定する振替社債等をいう。

## 第二章 一般振替機関

四 加入者 法第二条第四項に規定する加入者をいう。

- (新設)
- 五 振替業 法第三条第一項に規定する振替業をいう。
- 六 業務規程 法第三条第一項第四号に規定する業務規程をいう。
- 七 機関口座 法第十二条第二項に規定する機関口座をいう。
- 八 特定合併 法第二十五条第一項に規定する特定合併をいう。
- 九 特定合併後の振替機関 法第二十五条第二項に規定する特定合併後の振替機関をいう。
- 十 新設分割 法第二十七条第一項に規定する新設分割をいう。
- 十一 設立会社 法第二十七条第二項に規定する設立会社をいう。
- 十二 吸収分割 法第二十九条第一項に規定する吸収分割をいう。
- 十三 承継会社 法第二十九条第二項に規定する承継会社をいう。
- 十四 営業譲渡 法第三十一条第一項に規定する営業譲渡をいう。
- 十五 譲受会社 法第三十一条第二項に規定する譲受会社をいう。
- 十六 加入者集会 法第三十三条に規定する加入者集会をいう。
- (新設)
- (新設)

## 第二章 振替機関

(指定の申請等)

第二条 法第三条第一項の指定を受けようとする者(その業務規程において国債を取り扱わないこととしている者に限る。)は、法又はこの命令の規定により内閣総理大臣及び法務大臣に提出する指定申請書のうち内閣総理大臣に提出するものを、金融庁長官を経由して提出しなければならない。

2 法第四条第一項の指定申請書には、同項各号に掲げる事項のほか、振替業を開始する時期を記載するものとする。

3 法第四条第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 主要株主(総株主の議決権(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。次号、第二十三条及び第二十六条を除き、以下同じ。)の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。以下同じ。)の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 親法人(一般振替機関の総株主の議決権(前号に規定する議決権をいう。)の過半数を保有している法人その他の団体をいう。以下同じ。)及び子法人(一般振替機関が総株主、総社員又は総出資者の議決権(株式会社にあつては前号に規定する議決権をいい、有限会社にあつては商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権

(指定の申請等)

第二条 法第三条第一項の指定を受けようとする者は、法又はこの命令の規定により内閣総理大臣及び法務大臣に提出する指定申請書のうち内閣総理大臣に提出するものを、金融庁長官を経由して提出しなければならない。

2 法第四条第一項の指定申請書には、同項各号に掲げる事項のほか、振替業を開始する時期を記載するものとする。

3 法第四条第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 主要株主(総株主の議決権(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。次号、第二十二條及び第二十三条を除き、以下同じ。)の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。以下同じ。)の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 親法人(振替機関の総株主の議決権(前号に規定する議決権をいう。)の過半数を保有している法人その他の団体をいう。以下同じ。)及び子法人(振替機関が総株主、総社員又は総出資者の議決権(株式会社にあつては前号に規定する議決権をいい、有限会社にあつては商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有する

を有するものとみなされる持分に係る議決権を含む。)の過半数を保有している法人その他の団体をいう。以下同じ。)の概要を記載した書面

- 三 取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 四 取締役及び監査役の履歴書
- 五 取締役の担当業務を記載した書面
- 六 振替業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書面
- 七 一般振替機関の事務の機構及び分掌を記載した書面
- 八 その他参考となるべき事項を記載した書類

第三条 法第四条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下この条において「日本工業規格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

- 2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。
  - 一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式
  - 二 ポリリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式
- 3 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラ

ものとみなされる持分に係る議決権を含む。)の過半数を保有している法人その他の団体をいう。以下同じ。)の概要を記載した書面

- 三 取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 四 取締役及び監査役の履歴書
- 五 取締役の担当業務を記載した書面
- 六 振替業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書面
- 七 振替機関の事務の機構及び分掌を記載した書面
- 八 その他参考となるべき事項を記載した書類

第三条 法第四条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本工業規格(以下この条において「日本工業規格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

- 2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。
  - 一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式
  - 二 ポリリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式
- 3 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラ

ベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 申請者の商号
- 二 申請年月日

(減資の認可申請)

第四条 一般振替機関は、法第六条第一項の規定により資本の額の減少について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出しなければならない。

- 一 減資前の資本の額
- 二 減資後の資本の額
- 三 減資予定年月日
- 四 減資の内容

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 理由書
- 二 資本の額の減少の方法を記載した書面
- 三 株主総会の議事録
- 四 最終の貸借対照表

(増資の届出)

第五条 一般振替機関は、法第六条第二項の規定により資本の額の増

ベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

- 一 申請者の商号
- 二 申請年月日

(減資の認可申請)

第四条 振替機関は、法第六条第一項の規定により資本の額の減少について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出しなければならない。

- 一 減資前の資本の額
- 二 減資後の資本の額
- 三 減資予定年月日
- 四 減資の内容

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 理由書
- 二 資本の額の減少の方法を記載した書面
- 三 株主総会の議事録
- 四 最終の貸借対照表

(増資の届出)

第五条 振替機関は、法第六条第二項の規定により資本の額の増加に

加について届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を金融庁長官及び法務大臣に届け出るものとする。

- 一 増資前の資本の額
- 二 増資後の資本の額
- 三 増資予定年月日

四 増資の内容

2 前項の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 資本の額の増加の方法を記載した書面
- 二 株主総会又は取締役会の議事録

(兼業の承認申請)

第六条 一般振替機関は、法第九条第一項ただし書の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出しなければならない。

- 一 兼業の承認を受けようとする業務（以下この条において「兼業業務」という。）
- 二 兼業業務の開始予定年月日

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 兼業業務の内容及び方法を記載した書類
- 二 兼業業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書面
- 三 兼業業務の運営に関する規則
- 四 兼業業務の開始後三年間における当該業務の収支の見込みを記

ついで届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を金融庁長官及び法務大臣に届け出るものとする。

- 一 増資前の資本の額
- 二 増資後の資本の額
- 三 増資予定年月日

四 増資の内容

2 前項の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 資本の額の増加の方法を記載した書面
- 二 株主総会又は取締役会の議事録

(兼業の承認申請)

第六条 振替機関は、法第九条第一項ただし書の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出しなければならない。

- 一 兼業の承認を受けようとする業務（以下この条において「兼業業務」という。）
- 二 兼業業務の開始予定年月日

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 兼業業務の内容及び方法を記載した書類
- 二 兼業業務を所掌する組織及び人員配置を記載した書面
- 三 兼業業務の運営に関する規則
- 四 兼業業務の開始後三年間における当該業務の収支の見込みを記

載した書類

(兼業業務の廃止の届出)

第七条 一般振替機関は、法第九条第二項の規定により同条第一項ただし書の承認を受けた業務を廃止した旨の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を金融庁長官及び法務大臣に届け出るものとする。

- 一 廃止したその業務の内容
- 二 廃止した年月日
- 三 廃止の理由

(業務の一部委託の承認申請)

第八条 一般振替機関は、法第十条第一項の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出しなければならない。

- 一 業務を委託する相手方（以下「受託者」という。）の商号又は名称及び住所又は所在地
  - 二 委託する業務の内容及び範囲
  - 三 委託の期間
- 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 理由書
- 二 業務の委託契約の内容を記載した書面

載した書類

(兼業業務の廃止の届出)

第七条 振替機関は、法第九条第二項の規定により同条第一項ただし書の承認を受けた業務を廃止した旨の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を金融庁長官及び法務大臣に届け出るものとする。

- 一 廃止したその業務の内容
- 二 廃止した年月日
- 三 廃止の理由

(業務の一部委託の承認申請)

第八条 振替機関は、法第十条第一項の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出しなければならない。

- 一 業務を委託する相手方（以下「受託者」という。）の商号又は名称及び住所又は所在地
  - 二 委託する業務の内容及び範囲
  - 三 委託の期間
- 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 理由書
- 二 業務の委託契約の内容を記載した書面

- 三 受託者が法第三条第一項第二号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面
  - 四 受託者の取締役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。以下この項及び次条において同じ。）が法第三条第一項第三号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面
  - 五 受託者の登記簿の謄本
  - 六 受託者の定款又は寄附行為
  - 七 委託する業務の実施方法を記載した書面
  - 八 受託者の最近三年の各年度における営業報告書、貸借対照表及び損益計算書
  - 九 受託者の取締役又は監査役の氏名を記載した書面
  - 十 受託者の取締役又は監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面
  - 十一 受託者の取締役又は監査役の履歴書
  - 十二 受託者の取締役の担当業務を記載した書面
  - 十三 その他参考となるべき事項を記載した書類
- （業務の一部委託の承認基準）
- 第九条 金融庁長官及び法務大臣は、前条第一項の承認申請書を受理した場合において、その申請が次に掲げる基準に適合していると認められるときは、これを承認するものとする。
- 一 業務の委託契約に、受託者が当該業務を他の者に委託しない旨の条件が付されていること。

- 三 受託者が法第三条第一項第二号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面
  - 四 受託者の取締役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。以下この項及び次条において同じ。）が法第三条第一項第三号に掲げるものと同様の要件に該当する旨を誓約する書面
  - 五 受託者の登記簿の謄本
  - 六 受託者の定款又は寄附行為
  - 七 委託する業務の実施方法を記載した書面
  - 八 受託者の最近三年の各年度における営業報告書、貸借対照表及び損益計算書
  - 九 受託者の取締役又は監査役の氏名を記載した書面
  - 十 受託者の取締役又は監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面
  - 十一 受託者の取締役又は監査役の履歴書
  - 十二 受託者の取締役の担当業務を記載した書面
  - 十三 その他参考となるべき事項を記載した書類
- （業務の一部委託の承認基準）
- 第九条 金融庁長官及び法務大臣は、前条第一項の承認申請書を受理した場合において、その申請が次に掲げる基準に適合していると認められるときは、これを承認するものとする。
- 一 業務の委託契約に、受託者が当該業務を他の者に委託しない旨の条件が付されていること。

- 二 業務の委託が当該業務の効率化に資すること。
- 三 受託者が社会的信用のある法人であり、かつ、その受託する業務について、適正な計画を有し、確実にその業務を行うことができるものであること。
- 四 受託者が法第三条第一項第二号に掲げるものと同様の要件に該当すること。
- 五 受託者の取締役又は監査役が法第三条第一項第三号に掲げるものと同様の要件に該当すること。

(業務規程の記載事項)

- 第十条 法第十一条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 振替業を行う時間及び休日に関する事項
  - 二 振替業において取り扱う社債等についての当該社債等の発行者の同意に関する事項
  - 三 振替口座簿に記載し、又は記録されている事項を証明した書面の作成及び交付に関する事項
  - 四 機関口座に関する事項
  - 五 法第十二条第一項又は法第四十四条第二項の規定による口座の開設の手續に関する事項
  - 六 信託の記載又は記録に関する事項
  - 七 (削る)  
手数料に関する事項

- 二 業務の委託が当該業務の効率化に資すること。
- 三 受託者が社会的信用のある法人であり、かつ、その受託する業務について、適正な計画を有し、確実にその業務を行うことができるものであること。
- 四 受託者が法第三条第一項第二号に掲げるものと同様の要件に該当すること。
- 五 受託者の取締役又は監査役が法第三条第一項第三号に掲げるものと同様の要件に該当すること。

(業務規程の記載事項)

- 第十条 法第十一条第五号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 振替業を行う時間及び休日に関する事項
  - 二 振替業において取り扱う短期社債等についての当該短期社債等の発行者の同意に関する事項
  - 三 振替口座簿に記載し、又は記録されている事項を証明した書面の作成及び交付に関する事項
  - 四 機関口座に関する事項
  - 五 法第十二条第一項の規定による口座の開設の手續に関する事項
  - 六 信託の記載又は記録に関する事項
  - 七 加入者集会に関する事項
  - 八 手数料に関する事項

八 業務の一部委託に関する事項

九 加入者が口座管理機関である場合における次に掲げる事項

イ 法第四十四条第一項の規定による口座の開設の手續に関する事項

ロ 口座管理機関において、振替口座簿に記載し、又は記録されている事項を証明する場合における当該事項を証明した書面の作成及び交付に関する事項

十 その他振替業に關し必要な事項

(削る)

(口座の開設)

第十一条 法第十二条第一項又は法第四十四条第一項若しくは第二項の申出をしようとする者が前条第五号又は第九号イの手續に際して一般振替機関又は口座管理機関に提出する書類は、金融庁長官が定めるものとする。

(帳簿書類等の作成及び保存)

第十二条 法第十五条の規定により一般振替機関が作成すべき帳簿書類その他の記録は、振替口座簿とする。

2 前項に規定する振替口座簿は、作成後十年間これを保存するものとする。

九 業務の一部委託に関する事項

(新設)

十 その他振替業に關し必要な事項

2 法第十二条第一項の申出をしようとする者が前項第五号の手續に際して振替機関に提出する書類は、金融庁長官が定めるものとする。

(新設)

(帳簿書類等の作成及び保存)

第十一条 法第十五条の規定により振替機関が作成すべき帳簿書類その他の記録は、振替口座簿とする。

2 前項に規定する振替口座簿は、作成後十年間これを保存するものとする。

(業務及び財産に関する報告書の提出)

第十三条 法第十六条第一項の規定による一般振替機関が作成すべき業務及び財産に関する報告書は、商法第二百八十一条第一項に掲げるものとする。

2 前項の業務及び財産に関する報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 有形固定資産明細表
- 二 諸引当準備金明細表
- 三 その他諸勘定明細表

四 主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

3 第一項の業務及び財産に関する報告書は、決算期経過後三月以内に金融庁長官及び法務大臣に提出するものとする。

(定款又は業務規程の変更認可申請)

第十四条 一般振替機関は、法第十七条の規定による定款又は業務規程の変更(加入者保護信託に係る事項の変更を除く。)の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出しなければならない。

- 一 変更の内容
- 二 変更予定年月日

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

(業務及び財産に関する報告書の提出)

第十二条 法第十六条第一項の規定による振替機関が作成すべき業務及び財産に関する報告書は、商法第二百八十一条第一項に掲げるものとする。

2 前項の業務及び財産に関する報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 有形固定資産明細表
- 二 諸引当準備金明細表
- 三 その他諸勘定明細表

四 主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

3 第一項の業務及び財産に関する報告書は、決算期経過後三月以内に金融庁長官及び法務大臣に提出するものとする。

(定款又は業務規程の変更認可申請)

第十三条 振替機関は、法第十七条の規定による定款又は業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出しなければならない。

- 一 変更の内容
- 二 変更予定年月日

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

い。

- 一 理由書
- 二 定款又は業務規程の新旧対照表
- 三 株主総会（業務規程の変更の認可申請書にあつては、取締役会）の議事録
- 四 その他参考となるべき書類

（定款又は業務規程の変更認可基準）

第十五条 金融庁長官及び法務大臣は、前条第一項の認可申請書を受理した場合において、定款又は業務規程の変更の内容が、法令に適合し、かつ、業務を適正かつ確実に運営するために十分であると認められるときは、これを認可するものとする。

（商号等の変更の届出）

第十六条 一般振替機関は、法第十八条第一項の規定により法第四条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項の変更について届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を金融庁長官及び法務大臣に届け出るものとする。

- 一 変更の内容
- 二 変更年月日

2 前項の届出には、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 法第四条第一項第一号又は第三号に掲げる事項の変更 同条第

い。

- 一 理由書
- 二 定款又は業務規程の新旧対照表
- 三 株主総会（業務規程の変更の認可申請書にあつては、取締役会）の議事録
- 四 その他参考となるべき書類

（定款又は業務規程の変更認可基準）

第十四条 金融庁長官及び法務大臣は、前条第一項の認可申請書を受理した場合において、定款又は業務規程の変更の内容が、法令に適合し、かつ、業務を適正かつ確実に運営するために十分であると認められるときは、これを認可するものとする。

（商号等の変更の届出）

第十五条 振替機関は、法第十八条第一項の規定により法第四条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項の変更について届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を金融庁長官及び法務大臣に届け出るものとする。

- 一 変更の内容
- 二 変更年月日

2 前項の届出には、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 法第四条第一項第一号又は第三号に掲げる事項の変更 同条第

二項第三号に掲げる書類

二 法第四条第一項第四号に掲げる事項の変更

イ 法第四条第二項第一号及び第三号に掲げる書類

ロ 取締役又は監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面

ハ 取締役又は監査役の履歴書

二 取締役の担当業務を記載した書面

(事故)

第十七条 法第十九条に規定する主務省令で定める事故は、次に掲げるものとする。

(削る)

一 一般振替機関又は当該一般振替機関に係る口座管理機関の取締役、監査役又は使用人（法第十条第一項の規定により業務の一部の委託を受けた受託者のこれらに相当する者を含む。次項第二号において同じ。）が法令又は当該一般振替機関の業務規程その他の規則に反する行為を行うこと。

二 電子情報処理組織の故障その他の偶発的な事情により、振替業（口座管理機関として行うものを含む。）の全部又は一部を停止すること。

2 一般振替機関は、前項各号に掲げる事故があったことを知ったときは、直ちに、次に掲げる事項を金融庁長官及び法務大臣に報告するものとする。

二項第三号に掲げる書類

二 法第四条第一項第四号に掲げる事項の変更

イ 法第四条第二項第一号及び第三号に掲げる書類

ロ 取締役又は監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面

ハ 取締役又は監査役の履歴書

二 取締役の担当業務を記載した書面

(事故)

第十六条 法第十九条に規定する主務省令で定める事故は、次に掲げるものとする。

一 法第五十六条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）に規定する場合

二 取締役、監査役又は使用人（業務の一部の委託を受けた受託者のこれらに相当する者を含む。次項第二号において同じ。）が法令又は業務規程その他の規則に反する行為を行うこと。

三 電子情報処理組織の故障その他の偶発的な事情により、振替業の全部又は一部を停止すること。

2 振替機関は、前項各号に掲げる事故があったときは、直ちに、次に掲げる事項を金融庁長官及び法務大臣に報告するものとする。

- 一 事故が発生した営業所の名称
  - 二 事故を起こした取締役、監査役又は使用人の氏名及び役職名
  - 三 事故の概要
- 3 一般振替機関は、前項の規定に基づき報告をした事故の詳細が判明したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を金融庁長官及び法務大臣に報告するものとする。
- 一 事故の詳細
  - 二 改善策

(立入検査の証明書)

第十八条 法第二十条第二項の規定により一般振替機関の営業所に対して立入検査をする際に職員が携帯すべき証明書の様式は、金融庁の職員にあつては金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令(平成四年大蔵省令第六十九号)第一項に規定する様式によるものとし、法務省の職員にあつては別紙様式によるものとする。

(特定合併の認可申請)

第十九条 一般振替機関は、法第二十五条第一項の規定による特定合併の認可を受けようとするときは、法第四条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した合併認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出するものとする。

- 一 特定合併予定年月日

- 一 事故が発生した営業所の名称
  - 二 事故を起こした取締役、監査役又は使用人の氏名及び役職名
  - 三 事故の概要
- 3 振替機関は、前項の規定に基づき報告をした事故の詳細が判明したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を金融庁長官及び法務大臣に報告するものとする。
- 一 事故の詳細
  - 二 改善策

(立入検査の証明書)

第十七条 法第二十条第二項の規定により職員が携帯すべき証明書の様式は、金融庁の職員にあつては金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令(平成四年大蔵省令第六十九号)第一項に規定する様式によるものとし、法務省の職員にあつては別紙様式によるものとする。

(特定合併の認可申請)

第十八条 振替機関は、法第二十五条第一項の規定による特定合併の認可を受けようとするときは、法第四条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した合併認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出するものとする。

- 一 特定合併予定年月日

二 特定合併の方法

2 法第二十五条第三項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 理由書

二 特定合併の手続を記載した書面

三 特定合併の当事者の会社登記簿の謄本

四 特定合併の当事者の商法第四百八条第一項の規定による株主総会の議事録

五 加入者集会の議事録

六 特定合併の当事者の貸借対照表及び損益計算書

七 特定合併後の振替機関が法第三条第一項第二号及び第三号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

八 特定合併後の振替機関の定款

九 特定合併後の振替機関の業務規程

十 特定合併後の振替機関の収支の見込みを記載した書類

十一 特定合併後の振替機関の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

十二 特定合併後の振替機関の親法人及び子法人の概要を記載した書面

十三 特定合併後の振替機関の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面

十四 特定合併後の振替機関の取締役及び監査役の履歴書

十五 特定合併後の振替機関の取締役の担当業務を記載した書面

二 特定合併の方法

2 法第二十五条第三項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 理由書

二 特定合併の手続を記載した書面

三 特定合併の当事者の会社登記簿の謄本

四 特定合併の当事者の商法第四百八条第一項の規定による株主総会の議事録

五 加入者集会の議事録

六 特定合併の当事者の貸借対照表及び損益計算書

七 特定合併後の振替機関が法第三条第一項第二号及び第三号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

八 特定合併後の振替機関の定款

九 特定合併後の振替機関の業務規程

十 特定合併後の振替機関の収支の見込みを記載した書類

十一 特定合併後の振替機関の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

十二 特定合併後の振替機関の親法人及び子法人の概要を記載した書面

十三 特定合併後の振替機関の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面

十四 特定合併後の振替機関の取締役及び監査役の履歴書

十五 特定合併後の振替機関の取締役の担当業務を記載した書面

十六 特定合併後の振替機関における振替業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書面

十七 特定合併後の振替機関の事務の機構及び分掌を記載した書面

十八 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 法第二十五条第四項（法第二十七条第四項、第二十九条第四項及び第三十一条第四項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条の規定による電磁的記録とする。

（新設分割の認可申請）

第二十条 一般振替機関は、法第二十七条第一項の規定による新設分割の認可を受けようとするときは、同条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した新設分割認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出するものとする。

一 新設分割予定年月日

二 新設分割の方法

2 法第二十七条第三項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 理由書

二 新設分割の手續を記載した書面

三 新設分割の当事者の会社登記簿の謄本

四 新設分割の当事者の商法第三百七十四条第一項の規定による株

十六 特定合併後の振替機関における振替業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書面

十七 特定合併後の振替機関の事務の機構及び分掌を記載した書面

十八 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 法第二十五条第四項（法第二十七条第四項、第二十九条第四項及び第三十一条第四項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める電磁的記録は、第三条の規定による電磁的記録とする。

（新設分割の認可申請）

第十九条 振替機関は、法第二十七条第一項の規定による新設分割の認可を受けようとするときは、同条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した新設分割認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出するものとする。

一 新設分割予定年月日

二 新設分割の方法

2 法第二十七条第三項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 理由書

二 新設分割の手續を記載した書面

三 新設分割の当事者の会社登記簿の謄本

四 新設分割の当事者の商法第三百七十四条第一項の規定による株

主総会の議事録

- 五 加入者集会の議事録
- 六 新設分割の当事者の貸借対照表及び損益計算書
- 七 設立会社が法第三条第一項第二号及び第三号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面
- 八 設立会社の定款
- 九 設立会社の業務規程
- 十 設立会社の収支の見込みを記載した書類
- 十一 設立会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面
- 十二 設立会社の親法人及び子法人の概要を記載した書面
- 十三 設立会社の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 十四 設立会社の取締役及び監査役の履歴書
- 十五 設立会社の取締役の担当業務を記載した書面
- 十六 設立会社における振替業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書面
- 十七 設立会社の事務の機構及び分掌を記載した書面
- 十八 その他参考となるべき事項を記載した書類

(吸収分割の認可申請)

第二十一条 一般振替機関は、法第二十九条第一項の規定による吸収分割の認可を受けようとするときは、同条第二項各号に掲げる事項

主総会の議事録

- 五 加入者集会の議事録
- 六 新設分割の当事者の貸借対照表及び損益計算書
- 七 設立会社が法第三条第一項第二号及び第三号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面
- 八 設立会社の定款
- 九 設立会社の業務規程
- 十 設立会社の収支の見込みを記載した書類
- 十一 設立会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面
- 十二 設立会社の親法人及び子法人の概要を記載した書面
- 十三 設立会社の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 十四 設立会社の取締役及び監査役の履歴書
- 十五 設立会社の取締役の担当業務を記載した書面
- 十六 設立会社における振替業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書面
- 十七 設立会社の事務の機構及び分掌を記載した書面
- 十八 その他参考となるべき事項を記載した書類

(吸収分割の認可申請)

第二十条 振替機関は、法第二十九条第一項の規定による吸収分割の認可を受けようとするときは、同条第二項各号に掲げる事項のほか

のほか、次に掲げる事項を記載した吸収分割認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出するものとする。

一 吸収分割予定年月日

二 吸収分割の方法

2 法第二十九条第三項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 理由書

二 吸収分割の手續を記載した書面

三 吸収分割の当事者の会社登記簿の謄本

四 吸収分割の当事者の商法第三百七十四条ノ十七第一項の規定による株主総会の議事録

五 加入者集会の議事録

六 吸収分割の当事者の貸借対照表及び損益計算書

七 承継会社が法第三条第一項第二号及び第三号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

八 承継会社の定款

九 承継会社の業務規程

十 承継会社の収支の見込みを記載した書類

十一 承継会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

十二 承継会社の親法人及び子法人の概要を記載した書面

十三 承継会社の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面

、次に掲げる事項を記載した吸収分割認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出するものとする。

一 吸収分割予定年月日

二 吸収分割の方法

2 法第二十九条第三項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 理由書

二 吸収分割の手續を記載した書面

三 吸収分割の当事者の会社登記簿の謄本

四 吸収分割の当事者の商法第三百七十四条ノ十七第一項の規定による株主総会の議事録

五 加入者集会の議事録

六 吸収分割の当事者の貸借対照表及び損益計算書

七 承継会社が法第三条第一項第二号及び第三号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

八 承継会社の定款

九 承継会社の業務規程

十 承継会社の収支の見込みを記載した書類

十一 承継会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

十二 承継会社の親法人及び子法人の概要を記載した書面

十三 承継会社の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面

- 十四 承継会社の取締役及び監査役の履歴書
- 十五 承継会社の取締役の担当業務を記載した書面
- 十六 承継会社における振替業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書面
- 十七 承継会社の事務の機構及び分掌を記載した書面
- 十八 その他参考となるべき事項を記載した書類

(営業譲渡の認可申請)

第二十一条 一般振替機関は、法第三十一条第一項の規定による営業譲渡の認可を受けようとするときは、同条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した営業譲渡認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出するものとする。

- 一 営業譲渡予定年月日
- 二 営業譲渡の方法
- 2 法第三十一条第三項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
  - 一 理由書
  - 二 営業譲渡の手続を記載した書面
  - 三 営業譲渡の当事者の会社登記簿の謄本
  - 四 営業譲渡の当事者の商法第二百四十五条第一項（同法第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による株主総会又は取締役会の議事録
  - 五 加入者集会の議事録

- 十四 承継会社の取締役及び監査役の履歴書
- 十五 承継会社の取締役の担当業務を記載した書面
- 十六 承継会社における振替業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書面
- 十七 承継会社の事務の機構及び分掌を記載した書面
- 十八 その他参考となるべき事項を記載した書類

(営業譲渡の認可申請)

第二十一条 振替機関は、法第三十一条第一項の規定による営業譲渡の認可を受けようとするときは、同条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した営業譲渡認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出するものとする。

- 一 営業譲渡予定年月日
- 二 営業譲渡の方法
- 2 法第三十一条第三項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
  - 一 理由書
  - 二 営業譲渡の手続を記載した書面
  - 三 営業譲渡の当事者の会社登記簿の謄本
  - 四 営業譲渡の当事者の商法第二百四十五条第一項（同法第二百四十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による株主総会又は取締役会の議事録
  - 五 加入者集会の議事録

- 六 営業譲渡の当事者の貸借対照表及び損益計算書
- 七 譲受会社が法第三条第一項第二号及び第三号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面
- 八 譲受会社の定款
- 九 譲受会社の業務規程
- 十 譲受会社の収支の見込みを記載した書類
- 十一 譲受会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面
- 十二 譲受会社の親法人及び子法人の概要を記載した書面
- 十三 譲受会社の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 十四 譲受会社の取締役及び監査役の履歴書
- 十五 譲受会社の取締役の担当業務を記載した書面
- 十六 譲受会社における振替業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書面
- 十七 譲受会社の事務の機構及び分掌を記載した書面
- 十八 その他参考となるべき事項を記載した書類

(招集通知に記載すべき事項)

- 第二十三条 法第三十四条第二項に規定する書面をもつてする通知には、同条第四項及び法第三十八条第二項の規定により記載すべき事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 加入者が保有する議決権の数及び議決権の総数

- 六 営業譲渡の当事者の貸借対照表及び損益計算書
- 七 譲受会社が法第三条第一項第二号及び第三号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面
- 八 譲受会社の定款
- 九 譲受会社の業務規程
- 十 譲受会社の収支の見込みを記載した書類
- 十一 譲受会社の主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面
- 十二 譲受会社の親法人及び子法人の概要を記載した書面
- 十三 譲受会社の取締役及び監査役の住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 十四 譲受会社の取締役及び監査役の履歴書
- 十五 譲受会社の取締役の担当業務を記載した書面
- 十六 譲受会社における振替業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書面
- 十七 譲受会社の事務の機構及び分掌を記載した書面
- 十八 その他参考となるべき事項を記載した書類

(招集通知に記載すべき事項)

- 第二十二條 法第三十四条第二項に規定する通知には、同条第三項及び法第三十八条第二項の規定により記載すべき事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 加入者が有する議決権の数及び議決権の総数

- 二 議案が法第二十六条に規定する加入者の承認に関するものである場合には、次に掲げる事項
  - イ 特定合併を必要とする理由
  - ロ 特定合併の合併契約書の内容
  - ハ 特定合併の当事者の貸借対照表及び損益計算書の内容
- 三 議案が法第二十八条に規定する加入者の承認に関するものである場合には、次に掲げる事項
  - イ 新設分割を必要とする理由
  - ロ 新設分割の分割計画書の内容
  - ハ 新設分割の当事者の貸借対照表及び損益計算書の内容
- 四 議案が法第三十条に規定する加入者の承認に関するものである場合には、次に掲げる事項
  - イ 吸収分割を必要とする理由
  - ロ 吸収分割の分割契約書の内容
  - ハ 吸収分割の当事者の貸借対照表及び損益計算書の内容
- 五 議案が法第三十二条に規定する加入者の承認に関するものである場合には、次に掲げる事項
  - イ 営業譲渡を必要とする理由
  - ロ 営業譲渡の譲渡契約書の内容
  - ハ 営業譲渡の当事者の貸借対照表及び損益計算書の内容
- 六 その他参考となるべき事項

(電磁的方法による招集通知の発出)

- 二 議案が法第二十六条に規定する加入者の承認に関するものである場合には、次に掲げる事項
  - イ 特定合併を必要とする理由
  - ロ 特定合併の合併契約書の内容
  - ハ 特定合併の当事者の貸借対照表及び損益計算書の内容
- 三 議案が法第二十八条に規定する加入者の承認に関するものである場合には、次に掲げる事項
  - イ 新設分割を必要とする理由
  - ロ 新設分割の分割計画書の内容
  - ハ 新設分割の当事者の貸借対照表及び損益計算書の内容
- 四 議案が法第三十条に規定する加入者の承認に関するものである場合には、次に掲げる事項
  - イ 吸収分割を必要とする理由
  - ロ 吸収分割の分割契約書の内容
  - ハ 吸収分割の当事者の貸借対照表及び損益計算書の内容
- 五 議案が法第三十二条に規定する加入者の承認に関するものである場合には、次に掲げる事項
  - イ 営業譲渡を必要とする理由
  - ロ 営業譲渡の譲渡契約書の内容
  - ハ 営業譲渡の当事者の貸借対照表及び損益計算書の内容
- 六 その他参考となるべき事項

第二十四条 一般振替機関は、法第三十四条第三項の規定により電磁

(新設)

的方法による通知を發出しようとするときは、あらかじめ、その加入者に対し、当該一般振替機関の用いる電磁的方法の種類及び内容として次に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 次に掲げる電磁的方法のうち、一般振替機関が使用するもの

イ 一般振替機関の使用に係る電子計算機とその加入者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該加入者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 ファイルへの記録の方式

2 前項第一号に掲げる方法は、同号の加入者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項の規定による承諾を得た一般振替機関は、その加入者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による招集の通知を受けない旨の申出があつたときは、当該加入者に対し、招集の通知を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該加入者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

4 法第三十四条第三項に規定する主務省令で定める方法は、第一項第一号に掲げる方法とする。

(電磁的方法による招集通知に記載すべき事項)

第二十五条 法第三十六条第二項に規定する主務省令で定めるものは、第二十三条各号に掲げる事項とする。

(電磁的方法による議決権の行使)

第二十六条 法第三十六条第四項において読み替えて準用する商法第二百三十九条ノ三第三項に規定する主務省令で定める事項は、議決権を行使するための電磁的記録(以下「議決権行使記録」という。

( )に加入者が議案に対する賛否を記録する欄とする。ただし、別に棄権の欄を提供することを妨げない。

2 前項の電磁的記録は、電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供される磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものである。

3 議決権行使記録には、第一項に規定する記録のない議決権行使記録の提供を受けたときは、議案に賛成、反対又は棄権のいずれかの意思表示があつたものとして取り扱つ旨を記録することができる。

4 議決権行使記録には、議決権を行使すべき加入者の氏名又は商号若しくは名称及び議決権の数を記録し、当該加入者が電子署名(電

(新設)

(議決権を行使するための書面)

第二十三条 法第三十六条第二項において準用する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)

第二十一条の三第二項の規定による加入者が議決権を行使するための書面(以下この条において「議決権行使書面」という。)には、議案ごとに、加入者が賛否を記載する欄を設けなければならない。ただし、別に棄権の欄を設けることを妨げない。

2 議決権行使書面には、前項に規定する記載のない議決権行使書面が振替機関に提出されたときは、各議案について賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとして取り扱つ旨を記載することができる。

3 議決権行使書面には、議決権を行使すべき加入者の氏名又は商号若しくは名称及び行使することのできる議決権の数を記載し、加入者が押印する欄を設けなければならない。

子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二十一条第一項に規定する電子署名をいう。第三十一条第二項において同じ。）をすることができる措置を執らなければならない。

（電磁的方法による議決権の行使に係る再請求）

第二十七条 一般振替機関は、法第三十六条第四項において読み替えて準用する商法第二百三十九条ノ三第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、法第三十四条第三項の承諾をしなかつた加入者に対し、第二十四条第一項各号に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た一般振替機関は、前項の加入者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該加入者に対し、法第三十六条第四項において読み替えて準用する商法第二百三十九条ノ三第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該加入者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（電磁的方法による議決権の行使に係る一般振替機関の承諾）

第二十八条 加入者は、法第三十六条第四項において読み替えて準用する商法第二百三十九条ノ三第五項の規定により同項に規定する事項及び情報を提供しようとするときは、あらかじめ、一般振替機関に対し、第二十四条第一項各号に掲げる事項を示し、書面又は電磁

（新設）

（新設）

的方法による承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定による承諾を得た加入者は、前項の一般振替機関から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該一般振替機関に対し、法第三十六条第四項において読み替えて準用する商法第二百三十九条ノ三第五項に規定する事項及び情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該一般振替機関が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法)

- 第二十九条 法第三十六条第四項において読み替えて準用する商法第二百三十九条ノ三第七項において準用する同法第二百三十九条第七項第二号に規定する主務省令で定める方法は、電磁的記録(第二十六条第二項に規定する電磁的記録をいう。)に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(代理人による議決権の行使)

- 第三十条 加入者又は代理人は、法第三十九条において読み替えて準用する商法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百二十一条ノ五第三項の規定により情報を提供しようとするときは、あらかじめ、一般振替機関に対し、第二十四条第一項各号に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定による承諾を得た加入者又は代理人は、同項の一般振

(新設)

(新設)

替機関から書面又は電磁的方法により電磁的方法による情報の提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該一般振替機関に対し、同項の情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該一般振替機関が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(電磁的記録による議事録の作成)

第三十一条 法第三十九条において読み替えて準用する商法第三百二十九条第四項において準用する同法第三十三条ノ二第一項に規定する主務省令で定めるものは、第二十四条第一項第一号ロに規定する情報を記録したものとする。

2 法第三十九条において読み替えて準用する商法第三百二十九条第四項において準用する同法第三十三条ノ二第二項に規定する主務省令で定める措置は、電子署名とする。

3 法第三十九条において読み替えて準用する商法第三百二十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める方法は、第二十九条に規定する方法とする。

(解散等の認可申請)

第三十二条 一般振替機関は、法第四十条の規定による認可を受けようとするときは、当該認可を受けるべき事項を記載した認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出しなければならない。

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

(新設)

(解散等の認可申請)

第二十四条 振替機関は、法第四十条の規定による認可を受けようとするときは、当該認可を受けるべき事項を記載した認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出しなければならない。

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない

い。

- 一 理由書
- 二 株主総会の議事録
- 三 資産及び負債の内容を明らかにした書類
- 四 振替業の結了の方法を記載した書類
- 五 その他参考となるべき事項を記載した書類

(指定失効の届出)

第三十三条 一般振替機関であつた者又は一般承継人(以下「旧振替機関等」という。)は、法第四十一条第二項の規定により届出をしようとするときは、別表第一上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した書面に同表下欄に定める書類を添付し、金融庁長官及び法務大臣に届け出るものとする。

(振替業の結了の通知)

第三十四条 旧振替機関等は、法第四十二条の規定により振替業を結了したときは、遅滞なく、その旨を振替社債等の発行者に通知しなければならぬ。この場合において、当該通知には、当該旧振替機関等の振替口座簿の抄本を添付するものとする。

(振替業の結了の届出)

第三十五条 旧振替機関等は、法第四十二条の規定により振替業を結了したときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官及び法務大臣に届け

い。

- 一 理由書
- 二 株主総会の議事録
- 三 資産及び負債の内容を明らかにした書類
- 四 振替業の結了の方法を記載した書類
- 五 その他参考となるべき事項を記載した書類

(指定失効の届出)

第二十五条 振替機関であつた者又は一般承継人(以下「旧振替機関等」という。)は、法第四十一条第二項の規定により届出をしようとするときは、別表第一上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した書面に同表下欄に定める書類を添付し、金融庁長官及び法務大臣に届け出るものとする。

(振替業の結了の通知)

第二十六条 旧振替機関等は、法第四十二条の規定により振替業を結了したときは、遅滞なく、その旨を短期社債等の発行者に通知しなければならぬ。この場合において、当該通知には、当該旧振替機関等の振替口座簿の抄本を添付するものとする。

(振替業の結了の届出)

第二十七条 旧振替機関等は、法第四十二条の規定により振替業を結了したときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官及び法務大臣に届け

出なければならぬ。

- 2 金融庁長官及び法務大臣は、前項の届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

(削る)

(振替口座簿の記載又は記録事項を証明する書面の交付請求)

- 第三十六条 加入者又は法第二百二十八条に規定する利害関係を有する者(次項において「利害関係者」という。)は、同条の規定により一般振替機関に対し、書面の交付を請求するときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該一般振替機関に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 請求の目的

- 2 前項第一号の申請者が利害関係者である場合には、同項の申請書には、当該利害関係を明らかにする書面を添付しなければならない。

出なければならぬ。

- 2 金融庁長官及び法務大臣は、前項の届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

(振替口座簿の電磁的記録の方法)

- 第二十八条 法第四十六条第三項(法第六十二条において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

(振替口座簿の記載事項又は記録事項を証明する書面の交付請求)

- 第二十九条 加入者又は法第六十条(法第六十二条において準用する場合を含む。)に規定する利害関係を有する者(以下この条において単に「利害関係を有する者」という。)は、法第六十条の規定による書面(以下この条において「記録事項証明書」という。)の交付を請求するときは、次に掲げる事項を記載した申請書を振替機関に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は商号若しくは名称及び住所又は所在地
- 二 請求の目的

- 2 前項第一号の申請者が利害関係を有する者である場合には、同項の申請書には、当該利害関係を明らかにする書面を添付しなければならない。

(削る)

3 振替機関は、記録事項証明書の請求の目的が資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。次項及び第三十一条において「資産流動化法」という。）第百十八条の五の二第一項の反対をするためにする供託である旨の記載がある場合においては、当該記録事項証明書にその旨を付記しなければならない。

(削る)

4 前項に規定する付記がされた記録事項証明書の交付を受けた加入者は、資産流動化法第百十八条の五の二第一項の反対をするためにする供託の原因が消滅したときは、遅滞なく、当該記録事項証明書を交付した振替機関に返還しなければならない。

(削る)

5 振替機関は、第三項に規定する付記がされた記録事項証明書を交付した場合においては、当該記録事項証明書が返還されるまでの間、同項の規定にかかわらず、新たに交付する記録事項証明書に当該付記をすることができない。

(削る)

6 振替機関は、加入者が第三項に規定する付記をした記録事項証明書を喪失したときは、前項の規定にかかわらず、新たに交付する記録事項証明書に当該付記をすることができる。

(届出事項)

第三十七条 一般振替機関は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官及び法務大臣に届け出なければならない。

一 一般振替機関の代表者の氏名に変更があったとき。

二 第二条第三項第五号に掲げる書面の記載事項に変更があったと

(届出事項)

第三十条 振替機関は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官及び法務大臣に届け出なければならない。

一 振替機関の代表者の氏名に変更があったとき。

二 第一条第三項第五号に掲げる書面の記載事項に変更があったと

き(当該変更が一般振替機関の取締役の氏名の変更による場合を除く。)

三 第二条第三項第七号に掲げる書面の記載事項に変更があつたとき。

四 第六条第二項第一号に掲げる書類の記載事項に変更があつたとき。

五 第八条第一項第一号に掲げる事項又は同条第二項第二号、第六号若しくは第七号に掲げる書類の記載事項に変更(同項第六号に掲げる書類の記載事項の変更にあつては、当該変更が軽微なものを除く。)があつたとき。

六 業務規程に基づき規則を定め、又は廃止若しくは変更したとき。  
2 前項の規定による届出を行う一般振替機関は、別表第二上欄に掲げる区分により、同表下欄に定める書類を添付しなければならない。

### 第三章 雑則

(短期社債等の発行残高に係る情報の提供)

第三十八条 一般振替機関は、振替口座簿に記載され、又は記録されている短期社債、商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノ二に規定する短期商工債券、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の三の二第一項に規定する短期

き(当該変更が振替機関の取締役の氏名の変更による場合を除く。)

三 第二条第三項第七号に掲げる書面の記載事項に変更があつたとき。

四 第六条第二項第一号に掲げる書類の記載事項に変更があつたとき。

五 第八条第一項第一号に掲げる記載事項又は同条第二項第二号、第六号若しくは第七号に掲げる書類の記載事項に変更(同項第六号に掲げる書類の記載事項の変更にあつては、当該変更が軽微なものを除く。)があつたとき。

六 業務規程に基づき規則を定め、又は廃止若しくは変更したとき。  
2 前項の規定による届出を行う振替機関は、別表第二上欄に掲げる区分により、同表下欄に定める書類を添付しなければならない。

### 第三章 雑則

(短期社債等の内容の情報の提供)

第三十一条 振替機関は、振替口座簿に記載され、又は記録されている短期社債等について次に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により公衆に提供しなければならない。

債券、保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の二第一項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。）及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券（以下この条において「短期社債等」という。）について次に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により公衆に提供しなければならない。

- 一 短期社債等の銘柄
- 二 短期社債等の発行残高

（削る）

（削る）

- 一 短期社債等の銘柄
- 二 短期社債等にあつては、商法第三百一条第二項第一号、第三号及び第九号に掲げる事項
- 三 保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の二第一項に規定する短期社債にあつては、同法第六十一条第二項において準用する商法第三百一条第二項第二号、第三号及び第九号に掲げる事項
- 四 資産流動化法第二条第八項に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正

(標準処理期間)

第三十九条 内閣総理大臣又は金融庁長官及び法務大臣は、次の各号に掲げる指定、認可又は承認に関する申請があつた場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一 法第三条第一項の指定 二月

二 法第六条第一項、法第十七条、法第二十五条第一項、法第二十七条第一項、法第二十九条第一項、法第三十一条第一項若しくは法第四十条の認可又は法第九条第一項ただし書若しくは法第十条第一項の承認 一月

2 前項の期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するために要する期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

(標準処理期間)

第三十二条 内閣総理大臣又は金融庁長官及び法務大臣は、次の各号に掲げる指定、認可又は承認に関する申請があつた場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一 法第三条第一項の指定 二月

二 法第六条第一項の認可、法第九条第一項ただし書の承認、法第十条第一項の承認、法第十七条の認可、法第二十五条第一項の認可、法第二十七条第一項の認可、法第二十九条第一項の認可、法第三十一条第一項の認可又は法第四十条の認可 一月

2 前項の期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するために要する期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

附則

(振替受入簿の保存)

第二条 法附則第十一条の振替受入簿は、当該振替受入簿に記載され、又は記録された法附則第十条及び法附則第二十九条第一項に規定する特例社債、法附則第二十七条第一項に規定する特例地方債、法附則第二十八条第一項に規定する特例投資法人債、法附則第三十条第一項に規定する特例特定社債、法附則第三十一条第一項に規定する特例特別法人債並びに法附則第三十六条第一項に規定する特例外債の償還請求権又は償還額の支払請求権（法附則第三十二条第一項に規定する特例投資信託受益権、法附則第三十四条第一項に規定する特例貸付信託受益権及び法附則第三十五条第一項に規定する特例特定目的信託受益権にあつては、償還請求権、解約請求権又は償還額若しくは解約額の支払請求権）が時効によって消滅する日の後一年間保存するものとする。

別表第一（第三十三条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
振替業を廃止したとき。	廃止年月日 廃止理由	株主総会の議事録 振替業の結了の方法を記載した書類

(新設)

別表第一（第二十五条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
振替業を廃止したとき。	廃止年月日 廃止理由	株主総会の議事録 振替業の結了の方法を記載した書類

合併により消滅したとき。	合併の相手方の商号	合併契約書 株主総会の議事録	破産により解散したとき。	破産の申立てを行った年月日 破産宣告を受けた年月日	裁判所の破産宣告決定文の写し 振替業の結了の方法を記載した書類	振替業の全部を譲渡したとき。	譲渡先の商号 譲渡年月日	株主総会の議事録 振替業の結了の方法を記載した書類	合併及び破産以外の理由により解散したとき。	解散年月日 解散の理由	株主総会の議事録 振替業の結了の方法を記載した書類	振替業の全部を承継先の商号分割により承継させたとき。	承継先の商号 分割年月日
--------------	-----------	-------------------	--------------	------------------------------	------------------------------------	----------------	-----------------	------------------------------	-----------------------	----------------	------------------------------	----------------------------	-----------------

合併により消滅したとき。	合併の相手方の商号	合併契約書 株主総会の議事録	破産により解散したとき。	破産の申立てを行った年月日 破産宣告を受けた年月日	裁判所の破産宣告決定文の写し 振替業の結了の方法を記載した書類	振替業の全部を譲渡したとき。	譲渡先の商号 譲渡年月日	株主総会の議事録 振替業の結了の方法を記載した書類	合併及び破産以外の理由により解散したとき。	解散年月日 解散の理由	株主総会の議事録 振替業の結了の方法を記載した書類	振替業の全部を承継先の商号分割により承継させたとき。	承継先の商号 分割年月日
--------------	-----------	-------------------	--------------	------------------------------	------------------------------------	----------------	-----------------	------------------------------	-----------------------	----------------	------------------------------	----------------------------	-----------------

別表第二（第三十七条第二項関係）

届出事項	添付書類
一般振替機関の代表者の氏名の変更	会社登記簿の抄本（当該変更に係る事項に限る。）
第二条第三項第五号又は第七号に掲げる書面の記載事項の変更	当該変更に係る事項を記載した書面
第六条第二項第一号に掲げる書類の記載事項の変更	当該変更に係る事項を記載した書面
第八条第一項第一号に掲げる事項又は同条第二項第二号若しくは第七号に掲げる書面の記載事項の変更	当該変更に係る事項を記載した書面
第八条第二項第六号に掲げる書類の変更	当該変更後の書類
業務規程に基づき規則を定めた	当該規則を記載した書面

別表第二（第三十条第二項関係）

届出事項	添付書類
振替機関の代表者の氏名の変更	会社登記簿の抄本（当該変更に係る事項に限る。）
第二条第三項第五号又は第七号に掲げる書面の記載事項の変更	当該変更に係る事項を記載した書面
第六条第二項第一号に掲げる書類の記載事項の変更	当該変更に係る事項を記載した書面
第八条第一項第一号に掲げる事項又は同条第二項第二号若しくは第七号に掲げる書面の記載事項の変更	当該変更に係る事項を記載した書面
第八条第二項第六号に掲げる書類の変更	当該変更後の書類
業務規程に基づき規則を定めた	当該規則を記載した書面

とき。	業務規程に基づく規則を廃止したとき。	業務規程に基づく規則を変更したとき。
<ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該廃止の旨を記載した書面</li> <li>二 理由書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該廃止の旨を記載した書面</li> <li>二 理由書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該変更に係る事項を記載した書面</li> <li>二 理由書</li> <li>三 新旧対照表</li> </ul>
とき。	業務規程に基づき定めた規則の廃止	業務規程に基づき定めた規則の変更
<ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該廃止の旨を記載した書面</li> <li>二 理由書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該廃止の旨を記載した書面</li> <li>二 理由書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該変更に係る事項を記載した書面</li> <li>二 理由書</li> <li>三 新旧対照表</li> </ul>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>（削る）</p> <p>第四章 株券以外の有価証券に関する口座簿の記載等（第十一条 第十六条）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第三章の二 新株予約権付社債券に関する口座簿の記載等（第十条 の二の二 第十条の五）</p> <p>第四章 新株引受権証書に関する口座簿の記載等（第十一条 第十 四条）</p> <p>第四章の二 投資信託の受益証券に関する口座簿の記載等（第十四 条の二 第十四条の四の三）</p> <p>第四章の三 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券に 関する口座簿の記載等（第十四条の五 第十四条の九 ）</p> <p>第四章の四 転換特定社債券に関する口座簿の記載等（第十四条の 十 第十四条の十四）</p> <p>第四章の五 新優先出資引受権付特定社債券に関する口座簿の記載 等（第十四条の十五 第十四条の十九）</p> <p>第四章の六 資産の流動化に関する法律に規定する受益証券に関す る口座簿の記載等（第十四条の二十 第十四条の二十 四）</p> <p>第四章の七 投資証券に関する口座簿の記載等（第十四条の二十五 ）</p>

(削る)

(削る)

第五章 雑則(第十七条)

(事故)

第六条の三の二 法第五条第三号八及び法第七条の五に規定する主務省令で定める事故は、次に掲げるものとする。

- 一 預託を受けた株券等を喪失すること。
- 二 取締役、監査役又は使用人(業務の一部の委託を受けた受託者のこれらに相当する者を含む。次条第二号において同じ。)が法令又は業務規程その他の規則に反する行為を行うこと。
- 三 電子情報処理組織の故障その他の偶発的な事情により、保管振替業の全部又は一部を停止すること。

(事故報告)

第六条の十 保管振替機関は、法第七条の五の規定により第六条の三の二各号に掲げる事故があつたことを知つたときは、直ちに、次に掲げる事項を金融庁長官及び法務大臣に報告するものとする。

- 一 事故が発生した営業所の名称

第十四条の二十九)

第四章の八

協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券に関する口座簿の記載等(第十四条の三十一、第十四条の三十四)

第四章の九

優先出資引受権証書に関する口座簿の記載等(第十四条の三十五、第十四条の三十九)

第五章 雑則(第十五条)

(新設)

(事故)

第六条の十 法第七条の五に規定する主務省令で定める事故は、次に掲げるものとする。

- 一 預託を受けた株券等を喪失すること。
- 二 取締役、監査役又は使用人(業務の一部の委託を受けた受託者

- 二 事故を起こした取締役、監査役又は使用人の氏名及び役職名
- 三 事故の概要
- 2 保管振替機関は、前項の規定に基づき報告をした事故の詳細が判明したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を金融庁長官及び法務大臣に報告するものとする。
  - 一 事故の詳細
  - 二 改善策

(顧客口座簿の記載事項又は記録事項)  
第七条 (略)

- 2 法第十五条第三項(法第十七条第三項、第十七条の二第三項、第三十二条第三項、第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録

- のこれらに相当する者を含む。次項第二号において同じ。)が法令又は業務規程その他の規則に反する行為を行うこと。
- 三 電子情報処理組織の故障その他の偶発的な事情により、保管振替の全部又は一部を停止すること。
  - 2 保管振替機関は、前項各号に掲げる事故があつたことを知つたときは、直ちに、次に掲げる事項を金融庁長官及び法務大臣に報告するものとする。
    - 一 事故が発生した営業所の名称
    - 二 事故を起こした取締役、監査役又は使用人の氏名及び役職名
    - 三 事故の概要
  - 3 保管振替機関は、前項の規定に基づき報告をした事故の詳細が判明したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を金融庁長官及び法務大臣に報告するものとする。
    - 一 事故の詳細
    - 二 改善策

(顧客口座簿の記載事項又は記録事項)  
第七条 (略)

- 2 法第十五条第三項(法第十七条第三項、第十七条の二第三項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。

(電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法)

第十条の二 法第三十二条第七項第二号及び第八項第二号に規定する主務省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(削る)

(削る)

(電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法)

第十条の二 法第三十二条第七項第二号(法第三十九条第六項において準用する場合を含む。 )及び第八項第二号(法第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。 )に規定する主務省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

第三章の二 新株予約権付社債券に関する口座簿の記載等

(新株予約権付社債券について法第三章の規定を準用する場合の読替え)

第十条の二の二 新株予約権付社債券について法第三十九条第一項及び第二項の規定により法第三章の規定を準用する場合には、法第二十条第一項中「預託株券が転換予約権付株式に係るものである」とあるのは「新株予約権付社債券の預託を受けている」と、「申出」とあるのは「新株の発行価額の全額を提出してする申出」と、「転換の請求」とあるのは「新株予約権の行使」と、同条第三項中「転換の請求により発行された株式」とあるのは「新株予約権の行使により発行された株式」と、法第三十一条第二項中「第二十條若しくは第二十一条の規定による転換の請求又は第二十二條」とあるのは

「第二十条」と、同条第三項及び第四項中「預託し、又は預託する」とあるのは「預託する」と読み替えるものとするほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える法の規定	第二十八条(第一項を除く。)	前二項	第一項	読み替える字句
	第三十一条(第一項を除く。)	前二項 第一項又は第二項	前項 第二項	読み替える字句
第三十二条(第四項に限る。)	第十九条又は前条第二項	旨又は第一項の株式の数の減少	前条第二項	旨

(顧客口座簿の記載事項又は記録事項)

(削る)

第十条の三 法第三十九条第一項において準用する法第十五条第二項第四号に規定する主務省令で定める事項で新株予約権付社債券に係るものは、次に掲げる事項とする。

- 一 新株予約権付社債の数の増減の原因
- 二 保管振替機関に預託した顧客の新株予約権付社債券が信託財産であることの表示
- 三 保管振替機関に預託した顧客の新株予約権付社債券に関する処分の制限に関する事項

(参加者口座簿の記載事項又は記録事項)

(削る)

第十条の四 法第三十九条第一項において準用する法第十七条第二項第四号に規定する主務省令で定める事項で新株予約権付社債券に係るものは、次に掲げる事項とする。

- 一 新株予約権付社債の数の増減の原因
- 二 参加者自己分の預託新株予約権付社債券が信託財産であることの表示
- 三 参加者自己分の預託新株予約権付社債券に関する処分の制限に関する事項

(機関口座簿の記載事項又は記録事項)

(削る)

第十条の四の二 法第三十九条第一項において準用する法第十七条の二第二項に規定する主務省令で定める事項で新株予約権付社債券に係るものは、新株予約権付社債の数の増減の原因とする。

#### 第四章 株券以外の有価証券に関する口座簿の記載等

##### (新株引受権証書等に関する株券に係る規定の準用)

第十一条 第七条から第九条までの規定は新株引受権証書、新株予約権証書及び新株予約権付社債券について、第十条の規定は新株予約権又は新株の引受権の行使により預託することとなるべき株券について、それぞれ準用する。この場合において、第七条第二項中「第十七条の二第三項及び第三十二条第三項」とあるのは「及び第十七条の二第三項」と、第十条中「株式」とあるのは「新株予約権又は新株の引受権の行使により預託することとなるべき株式」と、「譲り受け、又は譲り受ける」とあるのは「譲り受ける」と、「株券その他の有価証券」とあるのは「新株予約権又は新株の引受権の行使により預託することとなるべき株券」と読み替えるものとする。

##### (投資証券に関する株券に係る規定の準用)

第十二条 第七条から第十条の二までの規定は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資

##### (準用規定)

第十条の五 第九条の規定は、第十条の三第二号又は第十条の四第二号に掲げる事項の記載又は記録について準用する。

#### 第四章 新株引受権証書に関する口座簿の記載等

##### (顧客口座簿の記載事項又は記録事項)

第十一条 法第三十九条第一項において準用する法第十五条第二項第四号に規定する主務省令で定める事項で新株引受権証書に係るものは、次に掲げる事項とする。

- 一 新株の引受権の目的である株式の数の増減の原因
- 二 新株引受権証書が信託財産であることの表示
- 三 預託された新株引受権証書に関する処分の制限に関する事項

##### (参加者口座簿の記載事項又は記録事項)

第十二条 法第三十九条第一項において準用する法第十七条第二項第四号に規定する主務省令で定める事項で新株引受権証書に係るものは、次に掲げる事項とする。

- 一 新株の引受権の目的である株式の数の増減の原因
- 二 参加者自己分の新株引受権証書が信託財産であることの表示
- 三 参加者自己分の新株引受権証書に関する処分の制限に関する事項

証券について準用する。この場合において、第十条中「譲り受け、又は譲り受けることとなるべき」とあるのは「譲り受ける」と、「株券その他の有価証券」とあるのは「投資証券」と読み替えるものとする。

(協同組織金融機関が発行する優先出資証券等に関する株券に係る規定の準用)

第十三条 第七条から第十条の二までの規定は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号。次項において「優先出資法」という。)に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、第十条中「株券その他の有価証券」とあるのは「優先出資証券」と、第十条の二中「及び第八項第二号に規定する」とあるのは「に規定する」と読み替えるものとする。

2 第七条から第九条までの規定は優先出資法に規定する優先出資引受権証券について、第十条の規定は同法に規定する優先出資引受権の行使により預託することとなるべき優先出資証券について、それぞれ準用する。この場合において、第七条第二項中「、第十七条の二第三項及び第三十二条第三項」とあるのは「及び第十七条の二第三項」と、第十条中「株式」とあるのは「優先出資引受権の行使により預託することとなるべき優先出資証券の優先出資」と、「譲り受け、又は譲り受ける」とあるのは「譲り受ける」と、「株券その他の有価証券」とあるのは「優先出資引受権の行使により預託することとなるべき優先出資証券」と読み替えるものとする。

(機関口座簿の記載事項又は記録事項)

第十二条の二 法第三十九条第一項において準用する法第十七条の二第二項に規定する主務省令で定める事項で新株引受権証券に係るものは、新株の引受権の目的である株式の数の増減の原因とする。

(新株引受権証券について法第二十条を準用する場合の読替え)

第十三条 新株引受権証券について法第三十九条第一項の規定により法第二十条の規定を準用する場合には、同条第一項中「預託株券が転換予約権付株式に係るものであるときは」とあるのは「新株引受権証券の預託を受けているときは」と、「申出」とあるのは「新株の発行価額の全額を保管振替機関に提出してする申出」と、同項中「株式の転換の請求」とあり、及び同条第三項中「転換の請求」とあるのは「新株引受権証券による株式の申込み」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第十四条 第九条の規定は第十一条第二号又は第十二条第二号に掲げる事項の記載又は記録について、第十条第一項の規定は法第三十九条第二項において準用する法第三十一条第三項に規定する主務省令で定める場合で新株引受権証券に係るものについて、第十条第二項の規定は法第三十九条第三項において準用する法第三十一条第四項に規定する主務省令で定める場合で新株引受権証券に係るものにつ

(特定目的会社が発行する優先出資証券等に関する株券に係る規定の準用)

第十四条 第七条から第十条の二までの規定は、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）次項において「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）（附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号））に規定する優先出資証券を含む。次項において同じ。）について準用する。この場合において、第十条中「株券その他の有価証券」とあるのは「優先出資証券」と、第十条の二中「及び第八項第二号に規定する」とあるのは「に規定する」と読み替えるものとする。

2 第七条から第九条までの規定は資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券、転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券について、第十条の規定は同法に規定する新優先出資の引受権の行使又は転換の請求により預託することとなるべき優先出資証券について、それぞれ準用する。この場合において、第七条第二項中「、第十七条の二第三項及び第三十二条第三項」とあるのは「及び第十条の二第三項」と、第十条中「株式」とあるのは「新優先出資の引受権の行使又は転換の請求により預託することとなるべき優先出資証券の優先出資」と、「譲り受け、又は譲り受ける」とあるのは

いて、それぞれ準用する。

「譲り受ける」と、「株券その他の有価証券」とあるのは「新優先出資の引受権の行使又は転換の請求により預託することとなるべき優先出資証券」と読み替えるものとする。

(株券等をもつて償還される有価証券に関する株券に係る規定の準用)

第十五条 第七条から第九条までの規定は、法第二条第一項第五号に掲げる有価証券について準用する。この場合において、第七条第一項中、「第十七条の二第三項及び第三十二条第三項」とあるのは、「及び第十七条の二第三項」と読み替えるものとする。

(新株予約権付社債券等の性質を有する外国又は外国法人の発行する債券に関する株券に係る規定の準用)

第十六条 第七条から第九条までの規定は、法第二条第一項第六号に掲げる有価証券について準用する。この場合において、第七条第一項中、「第十七条の二第三項及び第三十二条第三項」とあるのは、「及び第十七条の二第三項」と読み替えるものとする。

(削る)

(削る)

第四章の二 投資信託の受益証券に関する口座簿の記載等

(投資信託の受益証券について法第三章の規定を準用する場合の読替え)

第十四条の二 投資信託の受益証券(以下この章において「受益証券

「と、」( ) について法第三十九条第一項の規定により法第三章の規定を準用する場合には、法第三章の規定(第十五条第二項第二号及び第二十四条を除く。 ) 中「株主」とあるのは「受益者」と、「株式」とあるのは「受益権」と、「種類及び数」とあるのは「口数」と、「預託株券」とあるのは「預託受益証券」と、「第十五条第一項」とあるのは「第三十九条第一項において準用する第十五条第一項」と、「数」とあるのは「口数」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第二項第二号	株式の発行会社(以下「会社」という。 ) (の商号並びに株式の種類及び数	投資信託の名称及び受益権の口数
第十六条第一項	前条第二項第一号、第二号及び第四号	第三十九条第一項において準用する前条第二項第一号、第二号及び第四号

			第二十四條	第十七條第二項		第十七條第二項	第十六條第二項
預託株券	株式の数	株式の種類	株式の種類及び数	会社の商号並びに株式の種類及び数	会社の商号並びに	第十四條第一項	第二十八條
預託受益証券	受益権の口数	受益権	受益権の口数	投資信託の名称及び受益権の口数	投資信託の名称及び	第三十九條第一項において準用する第十四條第一項	第三十九條第一項において準用する第二十八條第一項又は第三項
						第三十九條第一項において準用する第二十三條	

第二十八條第三項	前二項	第一項
	第二十六條第三項	第三十九條第一項において準用する第二十六條第三項

(削る)

(顧客口座簿の記載事項又は記録事項)

第十四條の三 法第三十九條第一項において準用する法第十五條第二項第四号に規定する主務省令で定める事項で受益証券に係るものは、次に掲げる事項とする。

- 一 受益権の口数の増減の原因
- 二 保管振替機関に預託した顧客の受益証券が信託財産であることの表示
- 三 保管振替機関に預託した顧客の受益証券に関する処分の制限に関する事項

(削る)

(参加者口座簿の記載事項又は記録事項)

第十四條の四 法第三十九條第一項において準用する法第十七條第二項第四号に規定する主務省令で定める事項で受益証券に係るものは、次に掲げる事項とする。

- 一 受益権の口数の増減の原因
- 二 参加者自己分の預託受益証券が信託財産であることの表示

三 参加者自己分の預託受益証券に関する処分の制限に関する事項

(機関口座簿の記載事項又は記録事項)

第十四条の四の二 法第三十九条第一項において準用する法第十七条の二第二項に規定する主務省令で定める事項で受益証券に係るものは、受益権の口数の増減の原因とする。

(準用規定)

第十四条の四の三 第九条の規定は、第十四条の三第二号又は第十四条の四第二号に掲げる事項の記載又は記録について準用する。

第四章の三 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券  
券に関する口座簿の記載等

(資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券について法第三章の規定を準用する場合の読替え)

第十四条の五 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)に規定する優先出資証券(以下この章において「優先出資証券」という。)について法第三十九条第一項及び第三項の規定により法第三章の規定を準用する場合には、法第三章の規定中「株式」とあるのは「優先出資」と、「会社」とあるのは「特定目的会社」と、「数」とあるのは「口数」と、「預託株券」とあるのは「預託優先出資証券」と、「第十五条第一項」とあるのは「第三十九条第一項に

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

おいて準用する第十五条第一項」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と、「保管振替機関名義株式」とあるのは「保管振替機関名義優先出資」と、「商法第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十四条第三項において準用する商法第二百二十四条ノ三第一項」と、「発行済株式の総数」とあるのは「発行済優先出資の総口数」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。ただし、法第三十二条第七項中「株主」とあるのは「特定社員、優先出資社員」と読み替えるものとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第二項	発行会社	発行特定目的会社
第十六条第一項	前条第二項第一号、第二号及び第四号	第三十九条第一項において準用する前条第二項第一号、第二号及び第四号
第十六条第二項	第二十八条	第三十九条第一項において準用する第二十八

<p>第十六条第三項</p>	<p>第二十三条</p>	<p>条一項又は第三項</p>
<p>第十七条第二項</p>	<p>第十四条第一項</p>	<p>第三十九条第一項において準用する第二十三条</p>
<p>第十九条</p>	<p>株式の併合、分割若しくは転換（次条第一項の請求によるものを除く。）、会社の株式交換、株式移転若しくは合併による株式の発行又は株主に新株の引受権を与えてする株式の発行（新株引受権証券が発行された場合を除く。）</p>	<p>優先出資の併合</p>

		第三十条第二項		第二十九條第二項		第二十八條第三項	
	同条第三項	前条第二項		商法第二百二十六條ノ二第一項		第二十六條第三項	前二項
	第三十九條第三項において準用する前条第三項	第三十九條第三項において準用する前条第二項		資産の流動化に関する法律第四十九條において準用する商法第二百二十六條ノ二第一項		第三十九條第一項において準用する第二十六條第三項	第一項
							第十四條第一項
							第三十九條第三項において準用する第十四條第一項

	商法第二百六十三條 第三項	資産の流動化に関する 法律第七十條第二項及 び第三項
第三十一條第一 項	前條第一項	第三十九條第三項にお いて準用する前條第一 項
第三十一條第三 項	前二項	第一項
第三十一條第四 項	第一項又は第二項	第一項
第三十一條第五 項	第一項又は第二項 又は第一項	第一項第一号又は第三 号 又は第一項第一号若し くは第三号

(削る)

第三十二条第二項	前条第一項	第三十九条第三項において準用する前条第一項第一号又は第三号
第三十二条第四項	第十九条又は前条第二項	第三十九条第三項において準用する第十九条
第三十二条第五項	前条第五項	第三十九条第三項において準用する前条第五項

(顧客口座簿の記載事項又は記録事項)

第十四条の六 法第三十九条第一項において準用する法第十五条第二項第四号に規定する主務省令で定める事項で優先出資証券に係るものは、次に掲げる事項とする。

- 一 優先出資の口数の増減の原因
- 二 保管振替機関に預託した顧客の優先出資証券が信託財産であることの表示
- 三 保管振替機関に預託した顧客の優先出資証券に関する処分の制限に関する事項

(参加者口座簿の記載事項又は記録事項)

(削る)

第十四条の七 法第三十九条第一項において準用する法第十七条第二項第四号に規定する主務省令で定める事項で優先出資証券に係るものは、次に掲げる事項とする。

- 一 優先出資の口数の増減の原因
- 二 参加者自己分の預託優先出資証券が信託財産であることの表示
- 三 参加者自己分の預託優先出資証券に関する処分の制限に関する事項

(機関口座簿の記載事項又は記録事項)

第十四条の七の二 法第三十九条第一項において準用する法第十七条の二第二項に規定する主務省令で定める事項で優先出資証券に係るものは、優先出資の口数の増減の原因とする。

(削る)

(実質優先出資社員として通知すべき場合等)

第十四条の八 法第三十九条第三項において準用する法第三十一条第三項に規定する主務省令で定める場合は、参加者が優先出資を担保の目的で譲り受け、又は譲り受けることとなるべき場合とする。

2 法第三十九条第三項において準用する法第三十一条第四項に規定する主務省令で定める場合は、顧客が優先出資を担保の目的で譲り受け、又は譲り受けることとなるべき場合及び顧客が他の者から優先出資証券の預託を受けた場合とする。

(削る)

(準用規定)

(削る)

第十四条の九 第九条の規定は、第十四条の六第二号又は第十四条の七第二号に掲げる事項の記載又は記録について準用する。

(削る)

第四章の四 転換特定社債券に関する口座簿の記載等

(削る)

( 転換特定社債券について法第三章の規定を準用する場合の読替え )

第十四条の十 転換特定社債券について法第三十九条第一項及び第四項の規定により法第三章の規定を準用する場合には、法第三章の規定中「株式」とあるのは「転換特定社債」と、「会社」とあるのは「特定目的会社」と、「数」とあるのは「券面の総額」と、「預託株券」とあるのは「預託転換特定社債券」と、「第十五条第一項」とあるのは「第三十九条第一項において準用する第十五条第一項」と、「株主」とあるのは「転換特定社債権者」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と、「実質株主」とあるのは「実質優先出資社員」と、「実質株主名簿」とあるのは「実質優先出資社員名簿」と、「実質株主名簿」とあるのは「実質優先出資社員名簿」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。ただし、法第二十条第三項、第二十一条第一項及び第四項、第三十一条第二項及び第三項並びに第三十二条第四項中「株式」とあるのは「優先出資」と、法第二十一条第一項及び第三十一条第三項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、法第二十一条第一項及び第二項中「転換予約権付株式に係る株券」とある

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第二項	発行会社 及び数	発行特定目的会社 、券面の総額、転換の条件、転換により発行すべき優先出資の種類及び口数並びに転換を請求することができる期間
第十六条第一項	前条第二項第一号、第二号及び第四号	第三十九条第一項において準用する前条第二項第一号、第二号及び第四号

のは「転換特定社債券」と、法第三十二条第四項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、法第二十条第一項中「預託株券が転換予約権付株式に係るものであるときは」とあるのは「転換特定社債券の預託を受けているときは」と、法第二十一条第一項中「株式又は社債」とあるのは「特定社債」と、同条第三項中「株券又は社債券」とあるのは「特定社債券」と、それぞれ読み替えるものとする。

<p>第十七条の二第二項</p>		<p>第十七条第二項</p>	<p>第十六条第二項</p>	<p>第十六条第二項</p>
<p>及び数</p>	<p>及び数</p>	<p>第十四条第一項</p>	<p>第二十三条</p>	<p>第二十八条</p>
<p>、券面の総額、転換の条件、転換により発行すべき優先出資の種類</p>	<p>、券面の総額、転換の条件、転換により発行すべき優先出資の種類及び口数並びに転換を請求することができる期間</p>	<p>第三十九条第一項において準用する第十四条第一項</p>	<p>第三十九条第一項において準用する第二十三条</p>	<p>第三十九条第一項において準用する第二十八条第一項又は第三項</p>

項 第三十一条第四	項 第三十一条第三	項 第三十一条第二	項 第二十八条第三	
第一項又は第二項	前二項	第二十条若しくは第二十一条の規定による転換の請求又は第二十二条の規定による新株の引受権若しくは新株予約権の行使	第二十六條第三項	前二項
第二項	前項	第三十九条第四項において転換特定社債券について準用する第二十条又は第二十一条の規定による転換の請求	第三十九条第一項において準用する第二十六条第三項	第一項 及び口数並びに転換を請求することができる期間

第三十二条第四項	第十九条又は前条第二項	第三十九条第四項において転換特定社債券について準用する前条第二項
----------	-------------	----------------------------------

(削る)

(顧客口座簿の記載事項又は記録事項)

第十四条の十一 法第三十九条第一項において準用する法第十五条第二項第四号に規定する主務省令で定める事項で転換特定社債券に係るものは、次に掲げる事項とする。

- 一 転換特定社債の券面の総額の増減の原因
- 二 保管振替機関に預託した顧客の転換特定社債券が信託財産であることの表示
- 三 保管振替機関に預託した顧客の転換特定社債券に関する処分の制限に関する事項

(削る)

(参加者口座簿の記載事項又は記録事項)

第十四条の十二 法第三十九条第一項において準用する法第十七条第二項第四号に規定する主務省令で定める事項で転換特定社債券に係るものは、次に掲げる事項とする。

- 一 転換特定社債の券面の総額の増減の原因
- 二 参加者自己分の預託転換特定社債券が信託財産であることの表示

示  
三 参加者自己分の預託転換特定社債券に関する処分の制限に関する事項

(機関口座簿の記載事項又は記録事項)

(削る)  
第十四条の十二の二 法第三十九条第一項において準用する法第十七条の二第二項に規定する主務省令で定める事項で転換特定社債券に係るものは、転換特定社債の券面の総額の増減の原因とする。

(実質特定社債権者として通知すべき場合等)

(削る)  
第十四条の十三 法第三十九条第四項において転換特定社債について準用する法第三十一条第三項に規定する主務省令で定める場合は、参加者が転換特定社債を担保の目的で譲り受ける場合とする。

2 法第三十九条第四項において転換特定社債について準用する法第三十一条第四項に規定する主務省令で定める場合は、顧客が転換特定社債を担保の目的で譲り受ける場合及び顧客が他の者から転換特定社債券の預託を受けた場合とする。

(準用規定)

(削る)  
第十四条の十四 第九条の規定は、第十四条の十一第二号又は第十四条の十二第二号に掲げる事項の記載又は記録について準用する。

第四章の五 新優先出資引受権付特定社債券に関する口座簿の

(削る)

記載等

(新優先出資引受権付特定社債券について法第三章の規定を準用する場合の読替え)

(削る)

第十四条の十五 新優先出資引受権付特定社債券について法第三十九条第一項及び第四項の規定により法第三章の規定を準用する場合には、法第三章の規定中「株式」とあるのは「新優先出資引受権付特定社債」と、「会社」とあるのは「特定目的会社」と、「数」とあるのは「券面の総額」と、「預託株券」とあるのは「預託新優先出資引受権付特定社債券」と、「第十五条第一項」とあるのは「第三十九条第一項において準用する第十五条第一項」と、「株主」とあるのは「特定社債権者」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と、「実質株主」とあるのは「実質優先出資社員」と、「実質株主名簿」とあるのは「実質優先出資社員名簿」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。ただし、法第二十条第三項、第三十一条第二項から第四項まで及び第三十二条第四項中「株式」とあるのは「優先出資」と、同項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、法第二十条第一項中「預託株券が転換予約権付株式に係るものであるときは」とあるのは「新優先出資引受権付特定社債券の預託を受けているときは」と、「株式の転換の請求」とあるのは「新優先出資引受権付特定社債の新優先出資の引受権の行使」と、それぞれ読み替えるものとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第二項	発行会社 及び数	発行特定目的会社 、券面の総額並びに新 優先出資引受権の内容 及び引受権を行使する ことができる期間
第十六条第一項	前条第二項第一号、 第二号及び第四号	第三十九条第一項にお いて準用する前条第二 項第一号、第二号及び 第四号
第十六条第二項	第二十八条	第三十九条第一項にお いて準用する第二十八 条第一項又は第三項
第十六条第三項	第二十三条	第三十九条第一項にお いて準用する第二十三 条

第十七条第二項	第十四条第一項	第三十九条第一項において準用する第十四条第一項
第十七条の二第二項	及び数	、券面の総額並びに新優先出資引受権の内容及び引受権を行使することができる期間
第二十条第一項	申出	新優先出資の発行価額の全額を保管振替機関に提出してする申出
第二十条第三項	転換の請求	新優先出資の引受権の行使
第二十一条第二	新株予約権の行使に	新優先出資の発行価額

号	際して払込むべき額	株券	第二十八条第三項	前二項	第一項	第三十一条第二項	第二十条若しくは第二十一条の規定による転換の請求又は第二十二條の規定による新株の引受権若しくは新株予約権の行使	第三十九条第四項において新優先出資引受権付特定社債券について準用する第二十条の規定による新優先出資の引受権の行使又は第三十九条第四項において準用する第二十二條の規定による新優先出資
新株予約権の行使をする	新優先出資の引受権の行使をする	優先出資証券	第二十六條第三項	第三十九條第一項において準用する第二十六條第三項	第三十九條第四項において新優先出資引受権付特定社債券について準用する第二十条の規定による新優先出資の引受権の行使又は第三十九條第四項において準用する第二十二條の規定による新優先出資			

(削る)

第三十一条第三項	前二項	前項	の引受権の行使
第三十一条第四項	株券	優先出資証券	
第三十一条第四項	第一項又は第二項	第二項	
第三十二条第四項	二項	第三十九条第四項において新優先出資引受権付特定社債券について準用する前条第二項	

(顧客口座簿の記載事項又は記録事項)

第十四条の十六 法第三十九条第一項において準用する法第十五条第二項第四号に規定する主務省令で定める事項で新優先出資引受権付特定社債券に係るものは、次に掲げる事項とする。

- 一 新優先出資引受権付特定社債券の券面の総額の増減の原因
- 二 保管振替機関に預託した顧客の新優先出資引受権付特定社債券が信託財産であること表示

(削る)

三 保管振替機関に預託した顧客の新優先出資引受権付特定社債券に関する処分の制限に関する事項

(参加者口座簿の記載事項又は記録事項)

第十四条の十七 法第三十九条第一項において準用する法第十七条第

二項第四号に規定する主務省令で定める事項で新優先出資引受権付特定社債券に係るものは、次に掲げる事項とする。

一 新優先出資引受権付特定社債券の券面の総額の増減の原因

二 参加者自己分の預託新優先出資引受権付特定社債券が信託財産であること

三 参加者自己分の預託新優先出資引受権付特定社債券に関する処分の制限に関する事項

(機関口座簿の記載事項又は記録事項)

(削る)

第十四条の十七の二 法第三十九条第一項において準用する法第十七

条の二第二項に規定する主務省令で定める事項で新優先出資引受権付特定社債券に係るものは、新優先出資引受権付特定社債券の券面の総額の増減の原因とする。

(実質優先出資社員として通知すべき場合等)

(削る)

第十四条の十八 法第三十九条第四項において新優先出資引受権付特

定社債券について準用する法第三十一条第三項に規定する主務省令で定める場合は、参加者が新優先出資引受権付特定社債券を担保の目

的に譲り受ける場合とする。

2 法第三十九条第四項において新優先出資引受権付特定社債券について準用する法第三十一条第四項に規定する主務省令で定める場合は、顧客が新優先出資引受権付特定社債を担保の目的で譲り受ける場合及び顧客が他の者から新優先出資引受権付特定社債券の預託を受けた場合とする。

(準用規定)

第十四条の十九 第九条の規定は、第十四条の十六第二号又は第十四条の十七第二号に掲げる事項の記載又は記録について準用する。

第四章の六 資産の流動化に関する法律に規定する受益証券に  
関する口座簿の記載等

(資産の流動化に関する法律に規定する受益証券について法第三章の規定を準用する場合の読替え)

第十四条の二十 資産の流動化に関する法律に規定する受益証券(以下この章において「受益証券」という。)について法第三十九条第一項及び第五項の規定により法第三章の規定を準用する場合には、法第三章の規定中「株式」とあるのは「受益権」と、「会社」とあるのは「受託信託会社等」と、「数」とあるのは「持分」と、「預託株券」とあるのは「預託受益証券」と、「第十五条第一項」とあるのは「第三十九条第一項において準用する第十五条第一項」と、

(削る)

(削る)

(削る)

「株主」とあるのは「受益証券の権利者」と、「株主名簿」とあるのは「権利者名簿」と、「保管振替機関名義株式」とあるのは「保管振替機関名義受益権」と、「商法第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十五条第一項において準用する商法第二百二十四条ノ三第一項」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。ただし、第十五条第二項中「数」とあるのは「元本持分（元本持分を有しない種類の受益権にあつては利益持分。以下「持分」という。）」と読み替えるものとする。

読み替える法の規定	第十五条第二項	発行会社	読み替えられる字句
	商号	発行受託信託会社等	読み替える字句
第十六条第一項	前条第二項第一号、第二号及び第四号	商号又は名称	第三十九条第一項において準用する前条第二項第一号、第二号及び第四号

	第 二 十 八 条 第 三 項	第 十 七 条 の 第 二 項		第 十 七 条 第 二 項	第 十 六 条 第 三 項	第 十 六 条 第 二 項
第 二 十 六 条 第 三 項	前 二 項	商 号	商 号	第 十 四 条 第 一 項	第 二 十 三 条	第 二 十 八 条
第 三 十 九 条 第 一 項 に お い て 準 用 す る 第 二 十 六 条 第 三 項	第 一 項	商 号 又 は 名 称	商 号 又 は 名 称	第 三 十 九 条 第 一 項 に お い て 準 用 す る 第 十 四 条 第 一 項	第 三 十 九 条 第 一 項 に お い て 準 用 す る 第 二 十 三 条	第 三 十 九 条 第 一 項 に お い て 準 用 す る 第 二 十 八 条 第 一 項 又 は 第 三 項

<p>項 第三十一条第三</p>	<p>項 第三十一条第一</p>	<p>第三十条第二項</p>	<p>項 第二十九条第二</p>
<p>前二項</p>	<p>前条第一項</p>	<p>商法第二百六十三條 第三項</p>	<p>前条第二項の申出及 び同条第三項</p>
<p>第一項第一号</p>	<p>第三十九条第五項にお いて準用する前条第一 項</p>	<p>資産の流動化に関する 法律第二百二十二條第 三項</p>	<p>第三十九条第五項にお いて準用する前条第二 項の申出及び第三十九 條第五項において準用 する前条第三項</p>
	<p>商法第二百二十六條 ノ二第一項</p>	<p>資産の流動化に関する 法律第七十八條第一 項において準用する商 法第二百二十六條ノ二 第一項</p>	



の債権者

、受託信託会社等が特定目的信託に係る信託事務を処理するに当たつて行つた資金の借入れに係る債権者、特定信託管理者及び保管振替機関

(削る)

(顧客口座簿の記載事項又は記録事項)

第十四条の二十一 法第三十九条第一項において準用する法第十五条第二項第四号に規定する主務省令で定める事項で受益証券に係るものは、次に掲げる事項とする。

- 一 受益権の持分の増減の原因
- 二 保管振替機関に預託した顧客の受益証券が信託財産であることの表示
- 三 保管振替機関に預託した顧客の受益証券に関する処分の制限に関する事項

(参加者口座簿の記載事項又は記録事項)

第十四条の二十二 法第三十九条第一項において準用する法第十七条第二項第四号に規定する主務省令で定める事項で受益証券に係るものは、次に掲げる事項とする。

(削る)

- 一 受益権の持分の増減の原因
- 二 参加者自己分の預託受益証券が信託財産であることの表示
- 三 参加者自己分の預託受益証券に関する処分制限に関する事項

(機関口座簿の記載事項又は記録事項)

第十四条の二十二の二 法第三十九条第一項において準用する法第七条の二第二項に規定する主務省令で定める事項で受益証券に係るものは、受益権の持分の増減の原因とする。

(実質優先出資社員として通知すべき場合等)

第十四条の二十三 法第三十九条第五項において準用する法第三十一条第三項に規定する主務省令で定める場合は、参加者が受益権を担保の目的で譲り受ける場合とする。

2 法第三十九条第五項において準用する法第三十一条第四項に規定する主務省令で定める場合は、顧客が受益権を担保の目的で譲り受ける場合及び顧客が他の者から受益証券の預託を受けた場合とする。

(受益証券について法第三十九条の二第一項を準用する場合の読替え)

第十四条の二十三の二 受益証券について法第三十九条の二第二項の規定により同条第一項の規定を準用する場合には、同項の規定中「発行済優先出資の総口数の百分の一、百分の三又は十分の一以上に

(削る)

(削る)

(削る)

当たる優先出資」とあるのは「元本持分の合計の百分の三又は十分の一以上に当たる受益権」と、「優先出資社員の権利の行使」とあるのは「受益証券の権利者の権利の行使」と、「社員総会及び優先出資社員を構成員とする総会」とあるのは「権利者集会」と、「実質優先出資社員名簿」とあるのは「実質権利者名簿」と、「優先出資の合計口数を超える保管振替機関名義優先出資の口数」とあるのは「受益権の合計持分を超える保管振替機関名義受益権の持分」と、「発行済優先出資の総口数に算入しない」とあるのは「発行済受益権の総持分に算入しない」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第十四条の二十四 第九条の規定は、第十四条の二十一第二号又は第十四条の二十二第二号に掲げる事項の記載又は記録について準用する。

第四章の七 投資証券に関する口座簿の記載等

(投資証券について法第三章の規定を準用する場合の読替え)

第十四条の二十五 投資証券について法第三十九条第一項及び第六項の規定により法第三章の規定を準用する場合には、法第三章の規定中「株式」とあるのは「投資口」と、「会社」とあるのは「投資法人」と、「株式の種類及び数」とあるのは「投資口の口数」と、「第十四条第一項」とあるのは「第三十九条第一項において準用する

(削る)

(削る)

第十四条第一項」と、「預託株券」とあるのは「預託投資証券」と、「第十五条第一項」とあるのは「第三十九条第一項において準用する第十五条第一項」と、「数」とあるのは「口数」と、「株主」とあるのは「投資主」と、「株主名簿」とあるのは「投資主名簿」と、「保管振替機関名義株式」とあるのは「保管振替機関名義投資口」と、「商法第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第三項において準用する商法第二百二十四条ノ三第一項」と、「名義書換代理人」とあるのは「名義書換事務受託者」と、「発行済株式の総数」とあるのは「発行済投資口の総口数」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第二項	発行会社	投資法人
第十六条第一項	前条第二項第一号、第二号及び第四号	第三十九条第一項において準用する前条第二項第一号、第二号及び第四号

<p>第十六条第二項</p>	<p>第二十八条</p>	<p>第三十九条第一項において準用する第二十八条第一項又は第三項</p>
<p>第十六条第三項</p>	<p>第二十三条</p>	<p>第三十九条第一項において準用する第二十三条</p>
<p>第十七条の二第二項</p>	<p>並びに</p>	<p>及び</p>
<p>第十九条</p>	<p>株式の併合、分割若しくは転換（次条第一項の請求によるものを除く。）、会社の株式交換、株式移転若しくは合併による株式の発行又は株主に新株の引受権を与えてする株式の発行（新株引受権証券が発行された場合を除く。）</p>	<p>投資口の併合若しくは分割又は投資法人の合併による投資口の発行</p>

		第三十条第二項		第二十九條第二項		第二十八條第三項	第二十四條
商法第二百六十三條		前條第二項		商法第二百二十六條ノ二第一項		第二十六條第三項 前二項	株式の種類
投資信託及び投資法人		第三十九條第六項において準用する前條第二項		投資信託及び投資法人に関する法律第八十三條第五項において準用する商法第二百二十六條ノ二第一項及び投資信託及び投資法人に関する法律第八十四條第二項		第三十九條第一項において準用する第二十六條第三項 第一項	投資口

<p>項 第三十一条第四</p>	<p>項 第三十一条第三</p>	<p>項 第三十一条第一</p>	
<p>第一項又は第二項</p>	<p>前二項</p>	<p>前条第一項</p> <p>商法第二百十九条第一項及び第二百八十条ノ四第三項（同法第二百八十条ノ二十五第三項及び第三百四十一条ノ十五第三項において準用する場合を含む。）</p>	<p>第三項</p>
<p>第一項</p>	<p>第一項</p>	<p>項 第三十九条第六項において準用する前条第一項</p> <p>投資信託及び投資法人に関する法律第八十七条第三項</p>	<p>に關する法律第九十九条第一項において準用する商法第二百六十三条第三項</p>

(顧客口座簿の記載事項又は記録事項)

項 第三十二条第六	定款	規約
項 第三十二条第五	前条第五項	項 第三十九条第六項において準用する前条第五項
項 第三十二条第四	第十九条又は前条第二項	第三十九条第六項において準用する第十九条
項 第三十二条第二	前条第一項	第三十九条第六項において準用する前条第一項第一号又は第二号
項 第三十一条第五	第一項又は第二項	第一項第一号又は第二号
	第一項	第一項第一号又は第二号

(削る)

第十四条の二十六 法第三十九条第一項において準用する法第十五条第二項第四号に規定する主務省令で定める事項で投資証券に係るものは、次に掲げる事項とする。

- 一 投資口の口数の増減の原因
- 二 保管振替機関に預託した顧客の投資証券が信託財産であることの表示
- 三 保管振替機関に預託した顧客の投資証券に関する処分の制限に関する事項

(削る)

(参加者口座簿の記載事項又は記録事項)

第十四条の二十七 法第三十九条第一項において準用する法第十七条第二項第四号に規定する主務省令で定める事項で投資証券に係るものは、次に掲げる事項とする。

- 一 投資口の口数の増減の原因
- 二 参加者自己分の預託投資証券が信託財産であることの表示
- 三 参加者自己分の預託投資証券に関する処分の制限に関する事項

(機関口座簿の記載事項又は記録事項)

第十四条の二十七の二 法第三十九条第一項において準用する法第十七条の二第二項に規定する主務省令で定める事項で投資証券に係るものは、投資口の口数の増減の原因とする。

(削る)

(実質投資主として通知すべき場合等)

(削る)

第十四条の二十八 法第三十九条第六項において準用する法第三十一条第三項に規定する主務省令で定める場合は、参加者が投資口を担保の目的で譲り受ける場合とする。

2 法第三十九条第六項において準用する法第三十一条第四項に規定する主務省令で定める場合は、顧客が投資口を担保の目的で譲り受ける場合及び顧客が他の者から投資証券の預託を受けた場合とする。

(投資証券について法第三十九条の二第一項を準用する場合の読替え)

第十四条の二十八の二 投資証券について法第三十九条の二第二項の規定により同条第一項の規定を準用する場合には、同項の規定中「発行済優先出資の総口数の百分の一、百分の三又は十分の一以上に当たる優先出資」とあるのは「発行済投資口の総口数の百分の一、百分の三又は十分の一以上に当たる投資口」と、「優先出資社員の権利の行使」とあるのは「投資主の権利の行使」と、「社員総会及び優先出資社員を構成員とする総会」とあるのは「投資主総会」と、「実質優先出資社員名簿」とあるのは「実質投資主名簿」と、「優先出資の合計口数を超える保管振替機関名義優先出資」とあるのは「投資口の合計口数を超える保管振替機関名義投資口」と、「発行済優先出資の総口数に算入しない」とあるのは「発行済投資口の総口数に算入しない」と読み替えるものとする。

(削る)

(削る)

第十四条の二十九 第九条の規定は、第十四条の二十六第二号又は第十四条の二十七第二号に掲げる事項の記載又は記録について準用する。

(準用規定)

(削る)

第四章の八 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券に関する口座簿の記載等

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券について法第三章の規定を準用する場合の読替え)

(削る)

第十四条の三十 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資証券(以下この章において「優先出資証券」という。)については法第三十九条第一項及び第七項の規定により法第三章の規定を準用する場合には、法第三章の規定中「株式」とあるのは「優先出資」と、「会社」とあるのは「協同組織金融機関」と、「数」とあるのは「口数」と、「商号」とあるのは「名称」と、「預託株券」とあるのは「預託優先出資証券」と、「第十四条第一項」とあるのは「第三十九条第一項において準用する第十四条第一項」と、「第十五条第一項」とあるのは「第三十九条第一項において準用する第十五条第一項」と、「株主」とあるのは「優先出資者」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「保管振替機関名義株式」とあるのは「保管振替機関名義優先出資」と、「商法第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは「協

同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十五条において準用する商法第二百二十四条ノ三第一項」と、「発行済株式の総数」とあるのは「発行済優先出資の総口数」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第二項	発行会社	発行協同組織金融機関
第十六条第一項	前条第二項第一号、第二号及び第四号	第三十九条第一項において準用する前条第二項第一号、第二号及び第四号
第十六条第二項	第二十八条	第三十九条第一項において準用する第二十八条第一項又は第三項
第十六条第三項	第二十三条	第三十九条第一項において準用する第二十三条

<p>第二十八條第三項</p>	<p>第二十六條第三項</p>	<p>第三十九條第一項において準用する第二十六條第三項</p>	<p>第十九條</p>	<p>株式の併合、分割若しくは転換（次條第一項の請求によるものを除く。）、会社の株式交換、株式移転若しくは合併による株式の発行又は株主に新株の引受権を与えてする株式の発行（新株引受権證書が発行された場合を除く。）</p>	<p>優先出資の消却（商法第二百十五條第一項及び第二項の規定を準用する場合に限る。）、分割若しくは合併による優先出資の発行又は優先出資者に優先出資の引受権を与えてする優先出資の発行（協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資引受権證書が発行された場合を除く。）</p>
-----------------	-----------------	---------------------------------	-------------	--	---

<p>第二十九条第二項</p>	<p>商法第二百二十六条ノ二第一項</p>	<p>協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十条において準用する商法第二百二十六条ノ二第一項</p>
<p>第三十条第二項</p>	<p>前条第二項の申出及び同条第三項</p>	<p>第三十九条第七項において準用する前条第二項の申出及び第三十九条第七項において準用する前条第三項</p>
<p>第三十一条第一項</p>	<p>前条第一項</p>	<p>第三十九条第七項において準用する前条第一項</p>
<p>商法第二百十九条第</p>	<p>協同組織金融機関の優</p>	<p>協同組織金融機関の優</p>

	<p>一項及び第二百八十条ノ四第三項（同法第二百八十条ノ二十五第三項及び第三百四十一条ノ十五第三項において準用する場合を含む。）</p>
<p>第三十一条第三項</p>	<p>前二項</p>
<p>第三十一条第四項</p>	<p>第一項又は第二項</p>
<p>第三十一条第五項</p>	<p>第一項又は第二項</p>
	<p>第一項</p>
<p>第三十二条第二項</p>	<p>前条第一項</p>
<p>先出資に関する法律第十六条第五項において準用する商法第二百九条第一項及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第六条第五項において準用する商法第二百八十条ノ四第三項</p>	<p>第一項第一号又は第二項第一号</p>
<p>第一項</p>	<p>第一項第一号又は第二項第一号</p>
<p>第一項第一号又は第二項第一号</p>	<p>第三十九条第七項において</p>

項		いて準用する前条第一 項第一号又は第二号
第三十二条第四 項	第十九条又は前条第 二項	第三十九条第七項にお いて準用する第十九条
第三十二条第五 項	前条第五項	第三十九条第七項にお いて準用する前条第五 項

(顧客口座簿の記載事項又は記録事項)

(削る)

第十四条の三十一 法第三十九条第一項において準用する法第十五条第二項第四号に規定する主務省令で定める事項で優先出資証券に係るものは、次に掲げる事項とする。

- 一 優先出資の口数の増減の原因
- 二 保管振替機関に預託した顧客の優先出資証券が信託財産であることの表示
- 三 保管振替機関に預託した顧客の優先出資証券に関する処分制限に関する事項

(参加者口座簿の記載事項又は記録事項)

(削る)

第十四条の三十二 法第三十九条第一項において準用する法第十七条

第二項第四号に規定する主務省令で定める事項で優先出資証券に係るものは、次に掲げる事項とする。

- 一 優先出資の口数の増減の原因
- 二 参加者自己分の預託優先出資証券が信託財産であることの表示
- 三 参加者自己分の預託優先出資証券に関する処分の制限に関する事項

(機関口座簿の記載事項又は記録事項)

第十四条の三十二の二 法第三十九条第一項において準用する法第七条の二第二項に規定する主務省令で定める事項で優先出資証券に係るものは、優先出資の口数の増減の原因とする。

(実質優先出資者として通知すべき場合等)

第十四条の三十三 法第三十九条第七項において準用する法第三十一条第三項に規定する主務省令で定める場合は、参加者が優先出資を担保の目的で譲り受け、又は譲り受けらるべき場合とする。

2 法第三十九条第七項において準用する法第三十一条第四項に規定する主務省令で定める場合は、顧客が優先出資を担保の目的で譲り受け、又は譲り受けらるべき場合及び顧客が他の者から優先出資証券の預託を受けた場合とする。

(優先出資証券について法第三十九条の二第一項を準用する場合の

(削る)

(削る)

(削る)

読替え)

第十四条の三十三の二 優先出資証券について法第三十九条の二第二項の規定により同条第一項の規定を準用する場合には、同項の規定中「百分の一、百分の三又は十分の一以上」とあるのは「百分の三以上」と、「優先出資社員の権利の行使」とあるのは「優先出資者の権利の行使」と、「社員総会及び優先出資社員を構成員とする総会」とあるのは「優先出資者総会」と、「実質優先出資社員名簿」とあるのは「実質優先出資者名簿」と読み替えるものとする。

(準用規定)

(削る)

第十四条の三十四 第九条の規定は、第十四条の三十一第二号又は第十四条の三十二第二号に掲げる事項の記載又は記録について準用する。

(削る)

第四章の九 優先出資引受権証書に関する口座簿の記載等

(削る)

替え)

(優先出資引受権証書について法第三章の規定を準用する場合の読替え)  
第十四条の三十五 優先出資引受権証書について法第三十九条第一項及び第八項の規定により法第三章の規定を準用する場合には、法第三章の規定中「株式」とあるのは「優先出資引受権」と、「会社」とあるのは「協同組織金融機関」と、「数」とあるのは「口数」と、「商号」とあるのは「名称」と、「株式の種類」とあるのは「優

先出資引受権の目的たる優先出資の種類」と、「株式の数」とあるのは、「優先出資引受権の目的たる優先出資の口数」と、「預託株券」とあるのは、「預託優先出資引受権証書」と、「第十五条第一項」とあるのは、「第三十九条第一項において準用する第十五条第一項」と、「株主」とあるのは、「優先出資者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。ただし、法第十五条第二項第二号中「株式」とあるのは、「優先出資引受権証書」と、法第二十条第三項及び第三十一条第二項中「株式」とあるのは、「優先出資」と、法第二十条第一項中「預託株券が転換予約権付株式に係るものであるときは」とあるのは、「優先出資引受権証書の預託を受けているときは」と、「株式の転換の請求」とあるのは、「優先出資引受権証書による優先出資の申込み」と、法第二十四条中「株式の種類」とあるのは、「優先出資引受権の目的である優先出資の内容」と、それぞれ読み替えるものとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第二項	発行会社	発行協同組織金融機関
第十六条第一項	前条第二項第一号、第二号及び第四号	第三十九条第一項において準用する前条第二

第二十一条第一	第二十条第三項	第二十条第一項	第十七条第二項	第十六条第三項	第十六条第二項	
新株引受権証書及び	轉換の請求	申出	第十四条第一項	第二十三条	第二十八条	
優先出資引受権証書及	優先出資引受権証書に よる優先出資の申込み	優先出資の発行価額の 全額を保管振替機関に 提出してする申出	第三十九条第一項にお いて準用する第十四条 第一項	第三十九条第一項にお いて準用する第二十三 条	第三十九条第一項にお いて準用する第二十八 条第一項又は第三項	項第一号、第二号及び 第四号

<p>項 第三十一条第三</p>	<p>項 第三十一条第二</p>	<p>項 第二十八条第三</p>	<p>号</p>
<p>前二項</p>	<p>使          新株の引受権の行使          二十二条の規定による          転換の請求又は第二          十一条の規定によ          る新株の引受権の行          使</p>	<p>第二十六条第三項</p>	<p>前二項          新株の引受権          新株</p>
<p>前項</p>	<p>第三十九条第八項にお          いて準用する第二十          条の規定による優先          引受権証書による優          先出資の申込み又は          第三十九條第八項に          準用する第二十二條          の規定による優先出          資の引受権の行使</p>	<p>第三十九条第一項にお          いて準用する第二十六          条第三項</p>	<p>第一項          優先出資引受権          び優先出資</p>

第三十一条第四項	預託し、又は預託することとなるべき株式	預託することとなるべき優先出資証券の優先出資
	第一項又は第二項	第二項

(削る)

(顧客口座簿の記載事項又は記録事項)

第十四条の三十六 法第三十九条第一項において準用する法第十五条第二項第四号に規定する主務省令で定める事項で優先出資引受権証書に係るものは、次に掲げる事項とする。

- 一 優先出資引受権の口数の増減の原因
- 二 保管振替機関に預託した顧客の優先出資引受権証書が信託財産であること
- 三 保管振替機関に預託した顧客の優先出資引受権証書に関する処分の制限に関する事項

(参加者口座簿の記載事項又は記録事項)

第十四条の三十七 法第三十九条第一項において準用する法第十七条第二項第四号に規定する主務省令で定める事項で優先出資引受権証書に係るものは、次に掲げる事項とする。

- 一 優先出資引受権の口数の増減の原因
- 二 参加者自己分の預託優先出資引受権証書が信託財産であること

(削る)

の表示

三 参加者自己分の預託優先出資引受権証書に関する処分の制限に関する事項

(機関口座簿の記載事項又は記録事項)

第十四条の三十七の二 法第三十九条第一項において準用する法第七条の二第二項に規定する主務省令で定める事項で優先出資引受権証書に係るものは、優先出資引受権の口数の増減の原因とする。

(実質優先出資者として通知すべき場合等)

第十四条の三十八 法第三十九条第八項において準用する法第三十一条第三項に規定する主務省令で定める場合は、参加者が優先出資引受権を担保の目的で譲り受ける場合とする。

2 法第三十九条第八項において準用する法第三十一条第四項に規定する主務省令で定める場合は、顧客が優先出資引受権を担保の目的で譲り受ける場合及び顧客が他の者から優先出資引受権証書の預託を受けた場合とする。

(準用規定)

第十四条の三十九 第九条の規定は、第十四条の三十六第二号又は第十四条の三十七第二号に掲げる事項の記載又は記録について準用する。

(削る)

(削る)

(削る)

(標準処理期間)

第十七条 (略)

(標準処理期間)

第十五条 (略)

株券等の保管及び振替に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成十三年内閣府・法務省令第五号）

改正案			現行		
<p>（旧保管振替機関に適用される規定の読替え）</p> <p>第二条 株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十九号。以下この条において「改正法」という。）附則第二条の規定により改正法による改正前の株券等の保管及び振替に関する法律第三条第二項に規定する保管振替機関（以下この条において「旧保管振替機関」という。）が改正法による改正後の株券等の保管及び振替に関する法律第二条第二項に規定する保管振替機関とみなされる場合におけるこの命令による改正後の株券等の保管及び振替に関する法律施行規則（以下この条において「新規規則」という。）の規定（第一条から第六条まで、第六条の六第二項、第六条の九第二項、第六条の十二から第六条の十四まで、第六条の十六、第六条の十七、第六条の十九第一項第三号、第四号及び第六号並びに第十七条第一項第一号を除く。）の適用については、次の表の上欄に掲げる新規規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>					
第十七条第一項	(略)	(略)	第十五条第一項	(略)	(略)

(略)	第十七条第一項 第二号	
(略)	(略)	
(略)	(略)	

(略)	第十五条第一項 第二号	
(略)	(略)	
(略)	(略)	

社債等登録法施行規則（昭和十七年大蔵省・司法省令第一号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>                     第二条 社債等登録法八左二掲グル社債二八之ヲ適用セス                      一～四（略）                      五 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六                      十六条第一号ニ規定スル短期社債                 </p>	<p>                     第二条 社債等登録法八左二掲グル社債二八之ヲ適用セス                      一～四（略）                      五 短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）                      第一条第一項ニ規定スル短期社債                 </p>